

平成20年度
京都府立医科大学
自己点検・評価

【自己点検・評価基準】

- Ⅳ 年度計画を上回って実施している
- Ⅲ 年度計画を十分に実施している
- Ⅱ 年度計画を十分には実施していない
- Ⅰ 年度計画を実施していない

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
1 教育等に関する目標を達成するための措置			
(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置			
ア 入学受入れ			
(ア)学部(学科)及び研究科(専攻)ごとに教育理念・目標に応じた入学受入方針(アドミッションポリシー)を明らかにして、ホームページ等により公表する。	(ア)学部(学科)及び研究科(専攻)ごとの入学受入方針(アドミッションポリシー)を審議し、ホームページ、大学案内などにより、迅速かつ広く周知する。【医大】	各科学部入学試験委員会において、アドミッションポリシーを審議。最終、各科学部教授会議で承認後、ホームページに掲載するとともに、入学説明会等の機会を活用して広く周知した。	III
(イ)多様な優秀な志願者の増加と学生の受入れを促進するため、一般選抜、特別選抜(推薦、AO)及び編入学制度を検証し、より適切な選抜制度を構築する。	(イ)入学試験制度に係る検討ワーキンググループを設置し、優秀かつ地域医療への使命感を持った志願者の受入可能な選抜制度の構築に向け、改善・見直しについて検討する。また、府内の高等学校との意見交換を行う。【医大】	各科学部入学試験委員会・各科学部入学試験委員会で入学試験結果を検証し課題の整理等を行った。また医学部、看護学部ともに、高等学校教育課程や進路指導面からの入学試験制度に係る意見交換会を行った。	III
(ウ)医科大学では、大学主催のオープンキャンパスの実施を検討するほか、面接試験のあり方を検討する等入学受入方法の改善や、卒業研究生制度を活用した学生の研究室訪問、入学試験実施時の個別カリキュラム相談等を実施する。 ※卒業研究生制度:最終学年の卒業論文・研究の指導を連携大学で受けられる制度	(ウ)(エ)医科大学と府立大学合同で入学説明会を実施する。	府教委との連携により、北部の高校生を対象に、医科大学と府立大学との合同入学説明会を行った。(平成20年10月11日(土)112名参加)	III
(オ)大学院における社会人の受入れを進めるため、受験資格の認定、選抜方法等の諸条件の整備を行う。	(オ)大学院における社会人受入れに係る課題等について検討するため、医学研究委員会にワーキンググループを設置する。【医大】	大学院保健看護研究科各種委員会、大学院保健看護研究科教授会議で検討を行い、社会人が受験しやすいよう選抜方法の見直しを行った。平成21年度入学生 8名(うち社会人6名)、平成20年度6人(うち社会人3名)	III
イ 教育課程			
(ア)学部 a医科大学 (a)教養教育			
①医学部の教養教育については、幅広い教養を身につけるとともに、教養教育と専門教育の連携を重視し、医学・医療に対するモチベーションを高め、専門教育に必要な基礎的知識を習得させる医学準備教育としての側面を重視した教育を行う。	①-1人文系科目も含めて医学・医療と関連のある内容とし、幅広い教養を身につけるとともに、医学・医療に対するモチベーションを高めるようカリキュラムを編成する。【医大】	人文・社会科学及び語学科目においても、できるだけ医学・医療と関連のある内容とし、幅広い教養を身につけるとともに、医学・医療に対するモチベーションを高めるようカリキュラムを編成した。	III
	①-2第1学年を対象に、多くの関連教員による医学・医療とはなにかを考える医学概論と、福祉・保健・医療の現場で仕事を体験する医学概論実習を行う。【医大】	医学概論では、14人の講師が1コマまたは2コマを担当し、医療・医学とはなにかについてそれぞれの専門分野の授業を行い、医学概論実習では、学生が21の福祉・保健・医療の各施設に分かれ、2日間の実習を行った。	III
	①-3北部医療の現状を理解できるよう北部病院見学会を開催する。【医大】	医学部・看護学学生が合同で地域の医療を支える基幹病院等(府北中部)を訪問し、地域医療の仕組み及び各地域の保健・医療・福祉等の実情を学ぶ地域滞在実習の事前学習として見学会を開催した。(平成20年6月28日(土) 学生・教員合わせて約70名参加。)	III
	①-4臨床教室が用意したビデオを教養教育の学生も閲覧できるよう図書室にビデオライブラリーを整備する。【医大】	教養教育の図書室にビデオライブラリーを設置した。	III
②看護学部の「基礎・教養科目」では、幅広い教養を身につけるとともに、看護学との連携を更に深め、看護職者に必要な科学的思考力、責任性、自律性、倫理性等を高めるための教育を行う。	②看護学部の「基礎・教養科目」では、看護を取り巻く環境の変化に伴い、平成21年度からの改正カリキュラムに合わせ、看護の対象である人間について多面的に理解するとともに、人間性の形成をめざし、教育内容を充実させる。【医大】	改正カリキュラムに合わせ、全科目の総点検を行い重複内容を減らす等の改善を行った。特に、「基礎・教養科目」においては、社会の変化に対応するため、総合講義において看護部長等指導者層を拡大し看護職者として使命感・倫理観・責任感等を高めるための教育の充実を図った。	III
(b)専門教育			
①医学部 ・モデル・コアカリキュラムを柱として、基礎医学、社会医学、臨床医学の連携を重視した、医科大学独自の医学教育統合カリキュラムの編成・実施に向けて取り組む。 ※モデル・コアカリキュラム:全国の医学生が卒業までに履修すべき医学・医療に対する姿勢や、技能、知識等についてまとめたガイドライン ・全国共用試験(CBT(コンピュータを用いた客観試験)・OSCE(客観的臨床能力試験)) の円滑な実施のための体制を構築する。 ・附属病院及び京都府立医科大学教育指定病院(以下「教育指定病院」という。)において、クリニカルクラークシップを導入する。 ※クリニカルクラークシップ:診療参加型の臨床実習 ・他大学の学部学生の研究活動を支援するため、「卒業研究生制度」の効果的な利用方法について検討を進める。	①医学部 ・平成16年度から導入した、モデル・コアカリキュラムを柱とする医学教育統合カリキュラムの完成に向けて取り組む。特に本年度は、臨床実習に係るカリキュラムの再編に取り組む。【医大】 ・全国共用試験(CBT(コンピュータを用いた客観試験)・OSCE(客観的臨床能力試験))の円滑な実施体制についての構想づくりに着手する。【医大】 ・附属病院及び京都府立医科大学教育指定病院(以下、「教育指定病院」という。)において平成21年度からクリニカルクラークシップを導入するため、その指導方法を策定する。【医大】 ・他大学の学部学生の研究活動を支援するため、「卒業研究生制度」の効果的な利用方法についての検討を進める。【医大】	平成16年度入学生からモデル・コアカリキュラムを柱とする医学教育統合カリキュラムに移行中であり、その最終段階として、本学で初めて導入する臨床実習カリキュラム(クリニカルクラークシップ)を実施するための準備を行った。(平成21年度から導入) 全国共用試験(CBT(コンピュータを用いた客観試験)・OSCE(客観的臨床能力試験))を平成21年2月に実施。今後、その経験を踏まえて、さらに円滑な試験実施体制や指導体制の構築を図ることとしている。 実習の指導方法を定めたものとして、「京都府立医科大学臨床実習指針」を策定した。 他大学に「卒業研究生制度」の利用について周知するとともに、本制度を利用して本学での研究を希望する者については、各教室において個別に支援を行った。	III III III III

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
②看護学科 ・「専門基礎科目」では、看護学の基盤科目として、医学、保健学、福祉学等の基本的な理論や最新の専門知識の修得を重視した教育を行う。 ・「専門科目」では、看護実践能力育成のために、専門職としての体系的な学習を更に進められるカリキュラム編成を検討する。また、実習施設との連携を深める等、実習指導体制を充実する。	②看護学科 ・「専門基礎科目」では、改正カリキュラムに合わせ、看護学に関連する領域の専門的知識を充実させる。【医大】 ・「専門科目」では、改正カリキュラムの中で最も重要視される実践能力の向上を図るため、臨地実習教員制度(仮称)を導入し、実習施設との連携を強化しながら教育内容の充実を目指す。【医大】	改正カリキュラムに合わせ、全科目の総点検を行い重複内容を減らす等の改善を行い、看護を巡る社会の変化に対応しうる教育内容の充実を図った。 臨地指導教授等の制度を創設し、関係実習施設の指導者約50名に対し、称号付与を行い、実習施設との連携を強化した。	III IV
③医学教育研究センターの活動を通じた各部署(学部教育担当及び卒業臨床研修・大学院・国際交流担当部署)の連携を図ることにより、学部教育と卒業教育の一貫した教育体制を構築する。	③卒前、卒後における医学教育を推進するため、医学教育研究センターの活動を通じた各部署(学部教育担当及び卒業臨床研修・大学院・国際交流担当部署)の連携を図ることにより、学部教育と卒業教育の一貫した教育体制を構築することを目指す。【医大】	学部教育および卒業臨床研修の連携を図るために、学部教育の責任者である学生部長・医学教育推進室長、卒業臨床研修の責任者である卒業臨床研修センター長と医学教育研究センター長が各部署における教育上の問題点を明らかにすべく会議を開催した。さらには、大学院教育担当の研究部長および国際交流担当の国際学術交流センター長との会議を開き、卒後の生涯教育のあるべき姿を議論した。	III
④地域医療への理解と関心、使命感を持った医療人を育成するため、地域の医療機関において、地域医療実習を行う。 ⑤チーム医療について理解と関心を高めるため、教育指定病院において、医学科・看護学科合同実習を行う。	④⑤地域医療・チーム医療の重要性を認識し、地域医療への使命感を持った医療人を育成・確保するため、府北部の医療の拠点となる6つの地域において、医学科・看護学科合同実習を行う。【医大】	医学科・看護学科生が合同で地域の医療を支える基幹病院等(府北中部)を訪問し、地域医療の仕組み及び各地域の保健・医療・福祉等の実情を学ぶ地域滞在実習を実施した。(平成20年9月1日～7日 北中部6病院 学生・教員約120名参加。)	IV
c 3大学連携 医科大学、府立大学、京都工芸繊維大学の3大学が連携して、教養教育の共同化を実施する。そのため各大学の長をかけた科目をはじめ幅広く教養科目を提供した共同カリキュラムの作成や新たな授業科目の導入を行うとともに、共通の場所で合同授業等を行えるようにするなど、学生が受講しやすくなるための条件整備を進める。	c 3大学連携 3大学の教養教育部会において、平成21年度事業に向けた単位互換カリキュラムを検討し、各大学が提供している科目数の増加と利用しやすい環境の整備を図るとともに、合同授業の実施に向けた共同化カリキュラムの検討を行う。	単位互換を一層推進するため科目数を増加(39科目→41科目)するとともに、共同カリキュラムの中の授業の一形態として医科大学と府立大学の共同実施科目の設置を決定した。また、3大学の定期試験時期の統一や医科大学医学科において単位互換科目を卒業単位認定する等、学生が受講しやすくなるための条件整備を進めた。	IV
(イ)大学院 a医科大学			
(a)医学研究科			
①博士課程においては、それぞれの大学院生の特性に合わせたきめ細かい研究指導を行い、自由度の高い履修メニューを提供するとともに、地域医療への貢献や専門医養成をふまえた、多様な履修モデルを設置する。	①統合医科学専攻に「腫瘍薬物療法専門コース」を設置し、「腫瘍内科専門医」等の養成に取り組む。【医大】	統合医科学専攻に「腫瘍薬物療法専門コース」を設置し、3名の学生を受け入れた。7月には腫瘍薬物療法専門コースの教育体制の整備を図るためがんプロフェッショナル養成センターを設立するとともに、8月にはがん薬物療法専門医の資格を持つ特任講師を採用するなど腫瘍内科専門医の養成に向けた取組を進めた。	III
②修士課程においては、体系的な医学教育、安全管理や疾病予防の方策を学ぶことを基本に、学際的研究、先端領域の学問等、大学院生のニーズに対応できるカリキュラムを構築する。	②平成19年度に開設した修士課程のカリキュラムについて検証を行い、平成21年度以降のカリキュラムについて検討する。【医大】	5月に開催した大学院医学研究科入学試験委員会において、平成21年度募集要項作成の検討を行うとともにカリキュラムの検証を行ったが、修士課程が開設されて2年目であり、現時点においてカリキュラムの変更は不要であるとの結論に至った。	III
(b)保健看護研究科			
①健康科学や地域健康活動など保健看護の基本的な理論や考え方を理解する科目をコア科目として配置する。 ②人々の健康の「維持、増進、回復」に焦点をあて、従来の保健学に健康科学及び看護学等を融合させた新しい概念で学際的にアプローチを行う。また、CNS(専門看護師)コース設置に対応でき得るより専門的な能力を向上させられるような科目構成を工夫する。 ※専門看護師:認定試験に合格し、がんや感染症など特定の分野において卓越した能力を認められた看護師	①保健看護の特色を維持しながら、府内のニーズに対応できる高度専門職者の育成に向け、CNS(専門看護師)コース設置に対応でき得る科目構成(案)を作成する。【医大】	がんCNSコース設置に向けた科目構成素案を作成し、がん拠点病院である本学附属病院との連携を強化し、研修体制の構築に着手した。	III
c 3大学連携 健康長寿社会における多様な課題に対応するため、3大学連携を基盤に京都薬科大学とも連携してヘルスサイエンス系の共同大学院の設置を目指す。	c 3大学連携 今までの3大学連携の取組を進めるとともに、国の戦略的連携支援事業を活用し、新たに京都薬科大学とも連携して、ヘルスサイエンス系共同大学院の設置に向けての検討を開始する。	3大学を中心に専門教育部会を設置し、大学院連携セミナーを開催する等、既存大学院の連携を図った。また、共同大学院部会を設置し、共同大学院の設置に向けて検討を行うとともに、企業がどのような人材を求めているのかニーズ調査を行った。さらに、企業関係者を招いて共同大学院フォーラムを開催し、大学院連携に対する意見交換を行った。	IV
ウ 教育方法 (ア)学部			
a すべての授業科目において、教育目標、授業形態、指導方法、成績評価基準を明示するとともに、学生に理解しやすく履修意欲をわかせるように創意工夫したシラバスを作成する。 ※シラバス:授業の内容・学習方法等について記した授業計画書	a 授業計画、成績評価基準等を明示するなど、シラバスの掲載内容を充実し、平成21年度に向けて更に改善を図る。	授業計画、成績評価基準等を明示する等、平成21年度版シラバスの改善・充実を図った。	III

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
b 学科ごとのガイダンスを実施し、履修に必要な予備知識の範囲、授業内容と達成目標、成績評価基準など、授業履修のための情報提供を拡充する。	b 新入生および編入学生を含む2回生以上の在生学生それぞれに対して、年度当初に各学科においてガイダンスを実施し、履修方法等についてのきめ細かい指導を行う。	新入生および2回生以上の在生学生それぞれに対して、年度当初に各学科においてガイダンスを実施し、特に編入学生に対しては履修方法等についてのきめ細かい指導を行った。	IV
d 学生の勉学意欲を育てるため、地域性、実践性、学際性を重視した授業科目を設定し、教養教育と専門教育の連携を図るとともに、専門分野の高度化に対応するため、学部と大学院の連携教育プログラムを構築する。	d 学生の勉学意欲を育てるため、地域性、実践性、学際性を重視した授業科目を設定し、教養教育と専門教育の連携を図る。【医大】	学生の勉学意欲を育てるため、地域性、実践性、学際性を重視した授業科目を設定し、教養教育と専門教育の連携を図った。	III
e 対話・討論を重視する少人数授業科目、及び実験・演習科目を充実することにより、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を育成する。	e 研究配属においては、学生による研究発表会を実施し、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力の育成を目指す。【医大】	研究配属においては、学生による発表会を実施し、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力の育成を図った。	III
f 医科大学 (a)医学科では、医師としての知識や技術のみならず、信頼される医療、安全性への配慮などを含む、課題探求、問題解決能力の育成を目的として、教養教育、基礎医学、臨床医学の連携を重視した独自の医学教育統合カリキュラムを編成、実施する。	f 医科大学 (a)医学科では、平成16年度から実施した、教養教育、基礎医学、臨床医学の連携を重視した独自の医学教育統合カリキュラムの完成にあたり、その最終段階となる臨床実習カリキュラムの再編に取り組む。【医大】	平成16年度入学生からモデル・コアカリキュラムを柱とする医学教育統合カリキュラムに移行中であり、その最終段階として、本学で初めて導入する臨床実習カリキュラム(臨床カルクラークシップ)を実施するための準備を行った。(平成21年度から導入)(再掲)	III
(b)医学科では、医学専門教育への円滑な移行のための医学準備教育の充実、補講等の方法により学力を定着化させる。	(b)-1第1学年生を対象に、多くの関連教員による医学・医療とはなにかを考える医学概論と、福祉・保健・医療の現場で仕事を体験する医学概論実習を行う。【医大】	第1学年生を対象に、多くの関連教員による医学・医療とはなにかを考える医学概論と、福祉・保健・医療の現場で仕事を体験する医学概論実習を実施した。	III
	(b)-2医学科第2学年第1学期に、教養教育の各教員が少人数の学生と少し専門的な医学関連課題についてセミナーを行い、学生の医学に対する興味を深める。【医大】	医学科第2学年第1学期に、教養教育の12人の教員がそれぞれ10名前後の学生と、人文・社会科学、外国語、数学、物理学、化学及び生物学の各医学関連の課題について考えるゼミを行い、学生の医学に対する興味を深めた。	III
	(b)-3北部医療の現状を理解できるよう北部病院見学会を開催する。【医大】	医学科・看護学科生が合同で地域の医療を支える基幹病院等(府北中部)を訪問し、地域医療の仕組み及び各地域の保健・医療・福祉等の実情を学ぶ地域滞在実習の事前学習として見学会を開催した。(平成20年6月28日(土) 学生・教員合わせて約70名参加。)	III
(c)医師、看護師、保健師、助産師国家試験の新卒受験者全員の合格を目指す。	(c)-1医師国家試験の新卒受験者全員の合格を目指し、学生への受験手続き説明会の開催や個別相談等、きめ細かい支援を行う。なお、不合格者に対するフォローアップ指導も行う。【医大】	学生への受験手続き説明会の開催や個別相談等、きめ細かい支援を実施している。また、不合格者に対しては、チューターを選任してフォローアップ指導を行った。	III
	(c)-2看護師・保健師・助産師国家試験の受験者全員の合格を目指し、学生への受験手続き説明会の開催や個別相談等、きめ細かい支援を行うとともに、不合格者に対するフォローアップ指導も行う。【医大】	学生への受験手続き説明会の開催や個別相談、模擬試験等きめ細かい学習支援を行い、平成21年2月実施の看護師・保健師・助産師国家試験については受験者全員の合格(100%)を達成した。	IV
h 適切な単位認定、進級・卒業判定を行うために、シラバスに授業の到達目標と成績評価基準を明示する。	hシラバス掲載内容を充実(授業計画、成績評価基準などの明示)し、平成21年度に向けて更に改善を図る。(再掲)	授業計画、成績評価基準等を明示する等、平成21年度版シラバスの改善・充実を図った。	III
i 成績評価については、厳正かつ公正な評価のため、教員が共通認識を持ち、適正に行う。	i成績評価については、単位認定会議の開催など、厳正かつ公正な評価のため、教員間の情報交換、連携を密にし、より適正な実施に向けて取り組む。【医大】	成績評価については、単位認定会議の開催など、厳正かつ公正な評価のため、教員間の情報交換、連携を密にし、より適正な実施に向けて取り組んだ。	III
j 成績優秀者を表彰することによって、学習意欲を高める。	j学長賞の表彰を通じて成績優秀者を公表し、学生間の学習意欲を高める。【医大】	成績優秀者に学長賞を贈呈し、学生の学習意欲の向上を図った。 (平成20年度実績) 学長賞 医学科 1名、看護学科 1名	III
k 大学連携による合同授業・単位互換制度を拡充し、多様な教育機会を提供する。	k 3大学連携や大学コンソーシアム京都における単位互換を実施し、学生に多様な教育機会を提供する。	学生に多様な教育機会を提供するため、3大学単位互換授業科目を増やすとともに大学コンソーシアム京都における単位互換授業を実施した。	III
l 連携する各大学の特色ある科目を相互に提供する単位互換制度を充実するとともに、共同カリキュラムを実施する。	l各大学の特色を活かした共同カリキュラムの実施に向けて国の戦略的大学連携支援事業も活用し検討を開始する。【医大】	戦略的大学連携支援事業を活用し、教養教育部会を設置し、共同カリキュラムの実施について検討を行い、医科大学と府立大学との共同実施科目の設置を決定した。 また、3大学の定期試験時期の統一や医科大学医学科において単位互換科目を卒業単位認定する等、学生が受講しやすくなるための条件整備を進めた。	IV

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
(イ)大学院			
c教育研究における大学院生の役割を重視し、研究プロジェクトの重要なメンバーに位置づけるとともに、学会や研究会への参加を促し、さらに、TA(ティーチングアシスタント)として活用することにより、指導能力を向上させる。 ※ TA:優秀な大学院生が、教育的配慮の下、学部学生などに対する助言や、実習、演習などの教育補助業務を行うこと	c京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則にTA・RA制度を規定。TA・RA制度の運用により大学院生の指導・研究能力の向上を図る。	京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則にTA・RA制度を規定。取扱要綱を設けて、医科大学では62名の大学院生を雇用了。これにより、大学院生の処遇の改善を図るとともに、指導者としてのトレーニングの機会の提供や研究能力の向上を図った。	Ⅲ
e医科大学における主科目と副科目の指導教員の役割分担を明確化するなど、複数教員による効果的で特色ある指導協力体制を確立する。	e主科目が基礎系科目の場合は臨床系科目を、主科目が臨床系科目の場合は基礎系科目を必ず取得する連携副科目制を採用し、体系的な指導体制を推進する。【医大】	主科目が基礎系科目の場合は臨床系科目を、主科目が臨床系科目の場合は基礎系科目を必ず取得する連携副科目制を採用し、複数教員による体系的な指導体制を整備した。	Ⅲ
f医科大学においては、基礎医学から臨床医学までのコアをなす専門教育科目の履修を行わせ、その後、それぞれの素養と関心に応じた選択が可能となるようきめ細かい履修指導を行う。	f教育・研究の基礎となる方法論や生命倫理について第1学年次に必修化し、高年次に、研究に専念できるような履修形態を推進する。【医大】	教育・研究の基礎となる共通領域において8科目提供し、高年次に研究に専念できるよう、1年生に対してオリエンテーションの場で共通領域の早期履修を指導するとともに、指導教授に対しても、研究部長から早期履修させるよう、教授会の場で周知した。	Ⅱ
g履修ガイダンスを実施することにより、受講に必要な予備知識の範囲、講義内容と達成目標、成績評価基準など、授業履修のための情報提供を拡充する。	g年度当初に、各専攻においてガイダンスを実施し、履修方法等についてのきめ細かい指導を行う。	新入生については入学時にオリエンテーションを開催し、履修の心構えや履修方法等について説明を行った。	Ⅲ
h医科大学においては、学術集談会の運用の改善を図るとともに、学位論文審査基準をより透明で分かりやすいものにし、厳正かつ客観的な学位論文審査システムを構築する。	h平成20年度に修士論文審査に係る手続き等について制度を構築する。【医大】	修士論文審査に係る手続き等について7月に制度を構築し、修士課程における初めての学位授与者(9名)が誕生した。	Ⅲ
j学外の研究者、有識者などを客員教員や特任教員に積極的に活用する。	j平成20年度に医学研究科博士課程に新設した「腫瘍薬物療法専門コース」に、外部から「がん薬物療法専門医」の資格を持つ特任講師を採用し、実践的な臨床実習を実施する。【医大】	医学研究科博士課程に「腫瘍薬物療法専門コース」を設け、「がん薬物療法専門医」の資格を持つ特任講師を外部から採用するとともに、関係講座の代表の先生で構成されたがんプロフェッショナル養成センターを設立するなど、実践的な臨床実習の実施に向けた取組を進めた。	Ⅲ
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置			
ア 教員組織			
(ア)教員の多様性を確保するために、客員教員や特任教員などの制度を活用して、外国人教員も含めて、学界・産業界・行政からの有識者を教員として招へいする。	(ア)医学科における臨床教授制度を活用するとともに、看護学科における臨床実習教員制度(仮称)の導入を目指す。【医大】	看護学科の臨床教育の指導体制の充実を図るため、臨床実習に協力する医療機関等において、優れた実習指導者に対する称号の付与を行う臨床指導教授制度を平成20年度に導入し、初年度は臨床指導教授6名、臨床指導講師35名、臨床指導助教13名を任命した。	Ⅲ
(ウ)学生の自学自習スペース、教職員と学生の交流・対話ができるパブリックスペース等の確保・整備の計画を立てる。	(ウ)学生の自学自習スペースの確保に努める。【医大】	臨床演習室(スキルスラボ)の整備の他、学生の自学自習スペースの確保に努めた。	Ⅲ
(エ)医科大学において少人数教育、臨床実習、学生の自主的学習が円滑に実施できるよう、スキルスラボ等を整備する。 ※スキルスラボ:診療技術向上のためのトレーニングに学生が利用できる施設	(エ)医科大学において少人数教育、臨床実習、学生の自主的学習が円滑に実施できるよう、スキルスラボの整備を行う。【医大】	各教室の意見等聴取しながら、実習設備の充実を図った。 (平成20年度 実習設備購入実績) 実習用生物顕微鏡、肩関節注射モデル等	Ⅲ
(オ)医学研究科大学院生が、中央研究室を積極的に活用することが出来るよう、中央研究室の活性化及び人材育成を図る。	(オ)中央研究室を積極的に活用出来るように、共同研究プロジェクトセンター及びRI室の有効活用を進める。【医大】	中央研究室共同研究プロジェクトセンターについては9月に2年間の利用期間が終了することから、7月に開催された医学系研究委員会において利用のあり方等について検討を行った。その中で利用期間を従来より1年延長し3年間とする規程改正を実施した。また、RI室の有効活用を図るため、新たにRIの利用可能な2室についても利用募集を行い、計6室について7の研究グループが利用することとなった。	Ⅲ
(カ)図書館の資料・情報を充実し、教養教育、専門教育及び研究にふさわしい蔵書の構築、電子ジャーナルの拡充を進めるとともに、利用者のニーズに的確に対応できる運用体制を整備する。	(カ)教育・研究・診療支援を図るため、2009年学術雑誌についてこれまでの所蔵水準の維持・拡充に努めるとともに、学生に必要な図書を購入を行う。【医大】	電子ジャーナルタイトル数を増加するとともに、学生用図書としてシラバス掲載図書・教室推薦図書を計画的に購入した。	Ⅲ
(キ)図書館の夜間開館時間の延長など、利用時間の拡大を進めるとともに、専門的なレファレンスサービスを充実する。また、図書館の利用向上のために図書館利用ガイダンスを充実する。 ※レファレンスサービス:図書館利用者に対して、研究や調査に必要な資料等の情報等を提供するサービス	(キ)-1不具合が生じている図書館システムの動作環境を安定させるとともに、電子資料をより一層使いやすくするため、図書館システムを更新する。【医大】	図書館システム更新により動作環境を改善した。加えてリンクリゾバを新規導入し、次の点で利用者が必要とする資料に到達するための機能を大幅に向上することができた。 ①紙媒体、電子媒体を問わず、本学が所蔵する資料を横断的かつ簡便に見つけることができる。 ②所蔵していない資料については、速やかに学外へ依頼することができる。	Ⅳ
	(キ)-2電子資料の効率的・効果的な利用を促進するため、利用者向け講習会を年間30回実施する。【医大】	「図書館利用法」授業や電子資料の説明会を32回実施した。	Ⅲ

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
(ク)他大学図書館との連携も含め、法人化を踏まえた新しい大学の目標にふさわしい図書館のあり方を検討する。	(ク)法人化を契機に他大学図書館の状況を調べ、連携のあり方を検討する。【医大】	日本医学図書館協会主催のワークショップに参加し、他の医学系大学図書館の先進事例を調査した。	Ⅲ
(サ)下鴨地域に両大学の学生が共同でクラブ活動ができる環境を整える。	(サ)クラブ活動等両大学の学生交流について調整の場を設ける。	クラブ活動等両大学の学生交流について、両大学が話し合いの場を持つとともに、学生に対して学生交流を促した。	Ⅲ
ウ 教育活動の評価			
(ア)学生による授業評価を実施し、評価結果とともに履修者の規模や配当回生などを考慮した多面的な分析データを担当教員にフィードバックする。	(ア)すべての講義担当教員に対して学生による授業評価を実施し、総合評価点等を集計、分析の上、教員にフィードバックする取組を進める。【医大】	学生による授業評価を実施し、教育活動の向上に資するべく、教員へのフィードバックを図った。	Ⅲ
(ウ)医科大学においては、医学教育ワークショップ及び看護学教育ワークショップを開催し、教育の活性化と質の向上を図る。	(ウ)医科大学においては、医学教育ワークショップ及び看護学教育ワークショップを開催し、教育の活性化と質の向上を図る。【医大】	医学科では、平成21年度から導入されるクリニカルワークシップに関するワークショップを行った。看護学科では看護学教育の活性化と質の向上を図るため、「睡眠心理学:脳と心の健康増進、地域における認知行動的介入の実践」「臨床実践能力を高める臨地実習のあり方」等のテーマで4回ワークショップを開催した。	Ⅲ
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置			
イ 学生生活に対する支援			
(ア)学生の生活実態を把握するために、学生生活実態調査を継続的に実施する。	(ア)学生の生活実態を把握するため、学業はもとより、学業以外での問題等を抱えた学生に対する面談等を行い、学生生活を支援する。【医大】	問題等を抱えた学生に対しては、随時、教員が面談等を行い、学生生活を支援した。	Ⅲ
(イ)学生の心身の健康相談を充実するため、健康相談・学生相談・ハラスメント相談等の相談体制の強化をめざすとともに、カウンセリングに関する研修などを通じて教員の日常的な相談体制をバックアップする。	(イ)学生の心身の健康相談体制を充実するため、クラス担任以外に、ハラスメント相談員を設け、体制を強化する。また、定期的にハラスメント防止委員会を開催し、教員の日常的な体制を支援する。【医大】	学生の心身の健康相談体制を充実するため、クラス担任以外に、ハラスメント相談員を設け運営した。	Ⅲ
(ウ)学生の課外活動やボランティア活動等の自主的活動に対する支援を進める。	(ウ)学生の課外活動やボランティア活動等の自主的活動に対する支援を進める。【医大】	ボランティア等に関する様々な情報を学生に提供することにより、学生の自主的活動の支援を図った。	Ⅲ
(カ)経済的に修学が困難な学生に対し、授業料等の減免措置を講じる。	(カ)経済的に就学が困難な学生に対する授業料等の減免措置を講じる。	経済的に就学が困難な学生に対して授業料の減免措置を講じた。(平成20年度実績) 医科大学 全額免除 19人、半額免除 3人	Ⅲ
(キ)日本学生支援機構、その他団体等の奨学金制度を積極的に情報提供するなど、幅広い支援を行う。	(キ)日本学生支援機構、その他団体等の奨学金制度について、大学HPや掲示板等を活用して積極的に情報の提供を行う。	日本学生支援機構、その他団体等の奨学金制度について、大学HPや掲示板等を活用して積極的に情報の提供を行うとともに、随時、相談にのるなど、幅広い支援に努めた。	Ⅲ
ウ 就職・継続的教育支援			
(ア)学科ごとに就職担当教員を配置するとともに、キャリアカウンセラーによる就職相談を充実させる。	(ア)学科ごとに、複数の就職担当教員を配置し、就職相談の充実を図る。【医大】	学科ごとに、複数の就職担当教員を配置し、就職相談の充実を図った。	Ⅲ
(イ)求人情報や就職活動の手引き等、大学独自の情報を提供するとともに、就職講座、企業研究セミナー、面接対策講座、公務員試験対策講座等を開催するなど、学生の就職活動への動機付け及び就職スキルの向上を図る。	(イ)求人情報等について、迅速な情報提供を行い、学生の就職活動を支援する。【医大】	求人情報等については、迅速な情報提供を行い、学生の就職活動を積極的に支援した。	Ⅲ
(ウ)インターンシップ活動への支援を充実させる。	(ウ)各病院等のインターンシップ活動について迅速な情報提供を行い、また、必要な事務手続きの迅速対応により、学生の就職活動を支援する。【医大】	インターンシップの情報については、資料を配架等することにより、学生の支援を図った。	Ⅲ
(エ)医科大学では卒業生のワーク・ライフ・バランスへの支援として、職場定着や再就職、更にキャリア開発のための支援体制を検討する。	(エ)卒業生の看護実践能力向上に必要な調査を実施し、効果的なプログラムを検討するため、「看護実践能力育成プロジェクト」を設置する。【医大】	卒業生の看護実践能力向上に効果的なプログラムを検討するため、「看護実践能力育成プロジェクト」を設置。看護学科生の卒業時における看護実践能力の到達度と卒業後の経年的な看護実践能力の変化について卒業生(1期～3期生)と卒業時(4期生)に調査を実施するとともに、本学卒業生を対象に講演会(国際看護活動の実践、専門看護師を目指した経緯)と交流会を行い、卒業後のキャリアアップ支援を行った。	Ⅳ

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
<p>(オ)医学教育研究センターを中心に、卒前教育を所管する医学教育推進室、卒業教育を所管する卒業臨床研修センターと大学院教育委員会が連携し、卒前卒後の一貫した教育を推進する。</p> <p>(カ)関係病院との連携を密にするとともに、卒業研修プログラムを充実し、また、卒業臨床研修終了後の道筋を提示できる体制の構築に向けて検討を行う。</p>	<p>(オ)医学教育研究センターを中心に、連絡会議を開催し、連携を図る。【医大】</p>	<p>学生部長・医学教育推進室長、卒業臨床研修センター長と連携し、学部学生が卒業教育に如何なる希望を持っているかの実体を把握を行い、卒業臨床研修プログラムに反映させるべく、卒業プログラムの内容を検討した。また、研修医に大学院における研究の魅力を周知するために、卒業臨床研修説明会において、大学の生涯教育の一貫としての大学院教育および留学状況の現状を提示した。これらにより、学部教育と卒業後の臨床教育・研究・海外留学を通じた生涯教育推進に寄与した。関係病院と連携して卒業教育の更なる充実を図るために、8の基幹病院を「教育指定病院」として追加することにより、教育指定病院を19に増やし、大学と教育指定病院に更なる連携のもと、卒業教育の体制を構築した。</p>	III
2 研究に関する目標を達成するための措置			
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置			
ア 目指すべき研究の方向・水準			
<p>(ア)目指すべき研究水準・目標</p> <p>a 各学部・研究科において重点的研究目標を設定し公表するとともに、その成果を国内外に発信する。</p>	<p>(ア)目指すべき研究水準・目標</p> <p>a学際的・横断的な研究を推進するために、研究開発センターにおいて、重点的研究目標の検討を行う。また、目標設定に向けて、手始めに教室や部門単位で新たに研究内容をとりまとめ、大学ホームページを通じて国内外に情報発信する。【医大】</p>	<p>各教室等における研究内容をとりまとめ、大学ホームページ(英語版も含む)に掲載するとともに、各教室の研究シーズを冊子にして情報発信した。</p>	III
<p>(a)医科大学</p> <p>①医学部・医学研究科・保健看護研究科「世界トップレベルの医学を地域の医療へ」の理念の下、高度先進医療及び先端医学研究を推進するとともに、基礎研究、臨床研究、保健看護研究等を通じて、地域医療や地域社会における健康の維持増進に貢献する。</p>	<p>(a)医科大学</p> <p>①医学部・医学研究科・保健看護研究科「世界トップレベルの医学を地域の医療へ」の理念を大学及び病院内に掲示しながら、地域医療に貢献する高度先進医療及び先端医学研究を推進する。【医大】</p>	<p>難治性眼疾患に対する羊膜移植術や末梢血単核球移植による血管再生治療等の高度先進医療に新たに取り組むとともに、がん診療拠点病院、肝疾患診療連携拠点病院として様々な取組を行った。</p>	III
<p>b 各教員は科学研究費を含む外部資金申請を年1件以上行う。</p>	<p>b各教員は科学研究費を含む外部資金申請を1件以上行う</p>	<p>医科大学 教員325人中274人申請</p>	II
<p>(イ)研究内容等</p> <p>a 大学連携を推進し、異分野融合・学際領域の拡大を目指した研究を推進するとともに、ヘルスサイエンス分野の研究や医工連携、パイオ連携、生命・環境連携等の分野において、複眼的かつ統合的視点からのプロジェクト研究の推進と、COE等の競争的研究資金の獲得を目指す。</p>	<p>(イ)研究内容等</p> <p>a 大型研究資金の獲得に向けて、3大学連携等を推進し、共同申請を行うなど、積極的かつ組織的に取り組む。</p>	<p>文部科学省の競争的資金である「戦略的・大学連携支援事業」に4大学(3大学+京都薬科大学)で申請(平成20年5月)し、採択された。また、平成21年度グローバルCOEの申請に当たり、3大学連携により申請した。(平成21年2月)。</p>	IV
<p>b 附属小児疾患研究施設において、高度かつ専門的な治療を要する小児疾患に関する教育、研究及び診療に当たる。</p>	<p>(イ)研究内容等</p> <p>a 医大研究開発センターの取組の活発化などを通じた重点研究課題の設定によるプロジェクト研究等の積極的な取組を推進する。【医大】</p>	<p>研究開発センターにおいて、先に組織化していた5つの研究ユニットに、新たに「器官形成・制御に基づく発生医学研究ユニット」を加えて6つの研究ユニットとして活動を行った。その研究課題や成果について、積極的に紹介するため学術講演会を5回(5月・6月・10月・1月・3月)実施した。</p>	III
<p>c 附属小児疾患研究施設において、高度かつ専門的な治療を要する小児疾患に関する教育、研究及び診療に当たる。</p>	<p>b小児科学教室の大講座制を実施するとともに、新外来診療棟等で整備の「小児医療センター」の運営方法等を検討する中で、小児関係教室間の連携を深め、より高度かつ専門的な教育等を実施する。【医大】</p>	<p>小児科学教室と「循環器・腎臓小児科学部門」、「血液・腫瘍・免疫小児科学部門」、「神経・内分泌代謝・新生児小児科学部門」の3部門で構成する大講座制を実施し、小児科学部門の体制を強化することにより、より一層高度かつ専門的な治療・教育・研究等を実施するための基盤整備を行った。</p>	III
<p>c 附属脳・血管系老化研究センターにおいて、老化のメカニズムの基礎的解明に取り組むとともに、脳神経系疾患の予防、診断、治療に関する開発研究を行う。</p>	<p>c附属脳・血管系老化研究センターにおいて、地域を対象としたコホート研究と附属病院での遺伝相談を引き続き実施するとともに、アルツハイマー病発症の客観指標の標準化を目指した全国プロジェクトに参加するなど脳神経系疾患の予防、診断、治療の研究を行う。【医大】</p>	<p>附属脳・血管系老化研究センターにおいて、地域を対象としたコホート研究と附属病院での遺伝相談を引き続き実施した。また、アルツハイマー病発症の客観指標の標準化を目指した全国プロジェクトである「J-ADNI」に参加した。</p>	III
<p>d がん征圧センターにおいて、講座横断的な研究を推進し、先進的かつ独創的ながんに関する研究を行う。</p>	<p>dがん征圧センターにおいて、「予防」、「診断」、「治療」、「緩和」及び「疫学」の5つの分野のリーダーを中心として、基礎と臨床が講座横断的に研究を推進し、その成果を具体的に附属病院の診療に反映させていくとともに、府民向け公開講座の開催等がん予防に関する情報発信を行う。【医大】</p>	<p>がん征圧センターにおいて、「予防」、「診断」、「治療」、「緩和」及び「疫学」の5つの分野のリーダーを中心として、基礎と臨床が講座横断的に研究を推進するとともに、研究成果の還元の一環として、府民向け事業として「がん予防コンサルタント」(平成20年度相談者8人)を実施した。また、府民向け公開講座「からだに優しいがん治療」(11月)をテーマに開催した。</p>	III
<p>e 医大研究開発センターにおいて、国際的な先端的研究を推進するため、医科大学にふさわしい特徴的な研究テーマ等を企画するとともに、講座横断的な研究ユニットを組織化する。</p>	<p>e研究開発センターの提言に基づいて設置された5つの研究ユニットに対して、重点的に研究経費等の配分を行うことによって、学際的・横断的な研究活動を推進し、その成果を学術講演会の開催等により情報発信するとともに、世界的に卓越した教育研究拠点形成を目指す。【医大】</p>	<p>研究開発センターにおいて、新たに「器官形成・制御に基づく発生医学研究ユニット」を加えた6つの研究ユニットに対して、重点的に研究経費を配分し、研究活動を推進した。その研究成果を紹介するため学術講演会を5回(5月・6月・10月・1月・3月)実施した。</p>	III

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
イ 研究成果の地域への還元			
(ア)地域を対象とした研究及び地域の産業界や行政・関係試験研究機関等との共同研究を推進し、地域医療や地域の文化・観光・福祉・環境・産業など地域課題に対応するとともに、公開講座や学術講演会、フォーラム、シンポジウムを開催するなど、研究成果の積極的な発信を通じて、地域の文化・産業の振興を図る。	(ア)地域の産業界や行政・関係試験研究機関等と共同研究を実施する。また、産業界等への研究成果還元を図るため、他大学と連携した産学公連携フォーラムの開催や、関係機関等が開催するフォーラム等への参画するとともに、企業等からの技術相談を受け付ける。	産業界等への研究成果還元を図るため、3大学連携研究フォーラムの開催、京都産業21や京都中央信用金庫が開催するフォーラムへの参画により、企業等からの技術相談を受け付けた。医科大学では、地域の産業界や研究機関との共同研究を実施した。(都市エリア産学官連携促進事業等)また、府商工労働観光部が実施するウエルネス人材育成事業への講師派遣等実施した。	III
(イ)医療・看護を含むヘルスサイエンスに関する社会人向け公開講座を定期的に開催するとともに、キャリア開発に関する総合的な視点の整備を検討する。	(イ)医療・看護の分野で、府民に関心の高いテーマを設定して、公開講座を開催する。 【医大】	医療・看護それぞれの分野で、「がん治療」、「病気のサイン」等府民の関心の高いテーマを設定して公開講座を開催し、多くの府民の参加を得て、医学研究成果の府民への還元と生涯学習の場の提供に貢献できた。	III
(ウ)研究成果の実用化により、医療の質のイノベーション及び医療環境の向上に資するとともに、府民等の健康増進に寄与する。 (エ)教員の研究業績や研究内容のデータベース化を図り、ホームページで広く公表するなど、教育研究活動について広く社会へ向けて情報発信する。	(エ)各教室・研究室等の研究内容をホームページや冊子を通じて紹介するとともに、「教員データベース」の記載内容を充実するなど積極的な社会への発信情報を行うとともに、ホームページの英語版を充実する。	各教室等における研究内容をとりまとめ、大学ホームページ(英語版も含む)に掲載するとともに、「研究者データベース」を作成し、英語版のホームページをリニューアルした。また、医科大学では、各教室の研究シーズを冊子にして情報発信するとともに、過去に発行した京都府立医科大学雑誌を電子化するプロジェクトを開始した。	IV
(オ)著書・論文の執筆、学会での発表、特許等を通じて、研究活動の成果を広く社会に還元する。	(オ)教職員の優れた業績については法人としての表彰を行うなど、著書・論文の執筆、学会での発表、特許等を奨励する。	教職員の優れた業績について、表彰するために、京都府立大学法人表彰規程を創設した。	III
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置			
ア 研究実施体制等の整備			
(ア)プロジェクト研究員制度や特任教員、客員教員及び共同研究員制度を活用して、研究領域の垣根を越えた融合的共同研究の展開や、学外の研究者との共同研究等を推進する。	(ア)研究の活性化に向け、特任教授等制度の拡充や、産学公連携教員の創設等を優秀な人材確保を可能にし、柔軟かつ機動的に研究できる環境を整備することにより、共同研究や受託研究の件数の増加を図る。 【医大】	特任教員に係る規程等を新たに制定することで産学公連携教員の制度を整備した。	III
(イ)3大学連携事業を通じて、研究者間交流を推進するとともに、他大学、他研究機関等との連携・交流を促進することにより、異分野融合・学際領域の拡大を目指す。また、そのために施設・設備等の共同利用を容易にする体制を整備する。	(イ)3大学連携フォーラム等の開催により研究者の交流を推進し、異分野・学際分野等による共同研究を推進するとともに、共同研究等に係る制度・規程を整備し、各大学が保有する知的・人的研究資源の相互活用を促進する。 (イ)医科大学の研究開発センター事業等を通じて、他大学、他研究機関等との連携・交流を図る。 【医大】	戦略的産学連携支援事業を活用し、3大学連携で研究フォーラムを開催し、研究発表、ポスターセッション等を通じて、研究者の交流を推進した。 研究開発センターが実施した学術講演会を5回(5月・6月・10月・11月・3月)や、教養教育フォーラム(3月)、共同大学院フォーラム(3月)、研究フォーラム(3月)を通じて他大学や他研究機関等との連携・交流に積極的に取り組んだ。	III III
(ウ)外部資金の積極的確保等により、大学の重点分野や地域貢献分野、若手研究分野等に対する学内公募等による研究費の配分枠を充実させる。	(ウ)科学研究費等の間接費、教室研究費の保留分等を利用し、大学の重点分野や地域貢献分野、若手研究分野等に対する研究費の配分枠を充実させる。 【医大】	科学研究費等の間接経費を活用し、ヒト幹細胞臨床研究維持費に重点的に配分したほか、教室研究費の保留分を活用し、若手研究者や地域連携、医療技術開発等の分野で大きな成果が期待できる研究者の支援制度を設け、公募により7名の研究者に奨励研究費として配分した。	III
(エ)寄附講座の活用、共同研究制度の拡充等により研究者層を充実する。	(エ)共同研究等の経費を原資とした教員雇用の制度を作り、研究者層の充実を図る。 【医大】	共同研究等の経費を活用して、特任教員等を雇用出来る制度を創設した。	III
イ 研究環境・支援体制の整備			
(ア)学問領域の変化や研究内容の高度化等に対応した研究環境の整備を図るため、京都府の協力を得て、老朽化・狭隘化した施設・設備や産学公の連携を進めるためのインキュベーションラボ等の計画的な整備を進めるとともに、競争的資金間接経費の戦略的活用によって、日常的な全学的研究環境を向上させる。 ※インキュベーションラボ:企業支援のための研究室 ※競争的資金間接経費:科学研究費等の競争的資金を受けた研究者が所属する大学等のための経費。研究活動の支援、研究環境の整備等が目的	(ア)既存施設及び、新外来診療棟等のスペースの有効活用を検討し、日進月歩する医学に備える。また、競争的資金の積極的な獲得を目指して、間接費等を先端的な研究ユニットなど全学的な研究環境の向上に充てる。 【医大】	中央研究施設のスペースを活用した研究ユニット活動の拠点形成を図るとともに、新外来診療棟(第1期分のみ9月完成)の整備等により研究環境の向上に取り組んだ。	III
(イ)全学的な研究の推進及び科学研究費等補助金など外部資金獲得のための支援体制を確立するとともに、そのための適切な人員配置を行う。	(イ)全学的な研究の推進及び科学研究費等補助金など外部資金獲得のため、大学事務局の再編により研究支援室を設置し、研究支援体制を確立する。 【医大】	全学的な研究の推進及び科学研究費等補助金など外部資金獲得のため、大学事務局を再編し、研究支援室を設置し、研究支援体制を確立した。	III

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
(エ)医科大学においては、学内共同研究を推進するため、附属脳・血管系老化研究センタープロジェクト研究及びテーマ研究の制度を活用するほか、中央研究室を多面的かつ効率的に活用し学内外の研究者による共同研究プロジェクト制度を導入する。	(エ)-1附属脳・血管系老化研究センタープロジェクト研究及びテーマ研究の制度を活用する。【医大】 (エ)-2平成18年度に制度を立ち上げた中央研究室共同研究プロジェクトセンターについて、一定の評価をした後、再度公募する。【医大】	19年度、20年度について「老化と環境要因」を総合テーマとして、本学の研究者をリーダーとする5研究グループにより、基礎医学、臨床医学、社会医学の3分野にわたり学内外の研究者による共同研究を進めた。 中央研究室共同研究プロジェクトセンターについては9月に2年間の利用期間が終了することから、7月に開催された医学系研究委員会において利用のあり方等について検討を行った。その中で利用期間を従来より1年延長し3年間とする規程改正を実施した。また、R1室の有効活用を図るため、新たにRIの利用可能な2室についても利用募集を行い、計6室について7の研究グループが利用することとなった。	III III
(オ)知的財産に関する基本方針を明確にし、両大学発の知的財産の創出を促進するとともに積極活用への道を拓く。	(オ)法人としての知的財産ポリシー(仮称)を作成し、両大学発の知的財産の創出を促進するとともに積極活用への道を拓く。	知的財産に関する基本方針を明確にするために、知的財産ポリシーと利益相反ポリシーを策定した。	IV
(カ)知的財産に対する教職員の意識啓発を行うとともに、知的財産を評価・管理・活用する体制を整備する。	(カ)医大に知的財産に関する業務を専門的に行う知的財産オフィスを設置し、教職員の意識啓発を行うとともに、知的財産の評価・管理・活用等を行う。【医大】	医大に産学公連携戦略本部及び知的財産オフィスを設置し、知的財産の評価・管理・活用等に関する体制整備に向けた検討を行った。	III
ウ 研究活動の評価			
(ア)研究の質の向上と研究費の効率的、効果的な活用を図るため評価基準を作成するとともに、ピアレビューによる客観的な評価システムを構築する。 ※ピアレビュー:評価対象について専門的・技術的な共通の知識を有する専門家によって行われる評価	(ア)ピアレビューによる客観的な評価システムと、評価のための基準について、作成に向けた研究を行う。	ピアレビューによる客観的な評価システム等の作成に向けて他大学(京都工芸繊維大学他4大学)の状況調査ヒアリングを実施した。	III
(イ)査読のある学術誌への掲載論文数、外部からの研究資金獲得件数等の研究業績に関するデータベースを整備する。	(イ)各教室の業績をまとめた業績集を作成する。【医大】	「平成19年度業績集特報」をとりまとめ作成した。	III
(ウ)学内横断的研究費の配分に学部の特徴を踏まえた研究実績の考慮など、研究者のモチベーションを高め、研究費の有効活用と研究の活性化を図る。	(ウ)科学研究費等の間接経費や教室研究費の学長保留分などを利用した重点配分を行うなど、研究者のモチベーションを高め、研究費の有効活用と研究の活性化を図る。【医大】	教室研究費等を活用し、附属脳・血管系老化防止センタープロジェクト研究として5グループに対し研究費を重点配分した。また、若手研究者及び地域連携、医療技術開発の分野で大きな成果が期待できる研究者を支援する新たな制度を設け、公募により7名の研究者に奨励研究費の配分を行うなど、研究者のモチベーションを高め、研究費の有効活用と研究の活性化を図った。	III
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置			
医科大学の産学公連携戦略本部、府立大学の地域連携センターを中心に各大学の地域連携及び産学公連携を推進するとともに、これらを統括した総合的連携機関として、共同の窓口を設置する。 科学研究費補助金、府立大学ACTR、その他の共同研究の成果を還元する公開シンポジウム・講演会等を、各学部年1回以上実施する。	法人ホームページに共同の相談窓口を設置するとともに、地域連携・産学公連携資料を共有し、相談対応が可能な体制を整える。 産学公連携を一層推進するため、産学公連携活動を統括する産学公連携戦略本部を設置するとともに、リエゾンオフィスと知的財産オフィスを設置し、各々の活動を推進する。【医大】	法人ホームページに府立医科大学と府立大学の共同の窓口である地域連携総合窓口を設置した。 産学公連携戦略本部を設置するとともに、リエゾンオフィスと知的財産オフィスを設置することで産学公連携活動を活性化させた。	III III
ア 府民・地域社会との連携(多様な学習機会の提供)			
(カ)図書館の一層の電子化の促進により、府民の閲覧開架資料へのアクセスを容易にし、サービス向上に資する。	(カ)所蔵する貴重書の一部と大学周年誌を府民の利用に供するため、電子化して図書館ホームページで公開する。【医大】	電子化して図書館ホームページに公開することを新規に企画し、実現した。当初計画分に加え所蔵古医書目録も公開し、初年度として計画を上回る成果を達成することができた。	IV
(キ)施設開放(府民利用)サービス提供のために、webでの利用申込みなどのシステムを整備する。	(キ)図書館資料の府内医療従事者への提供等を充実する。【医大】	webでの文献提供サービスの強化、利用案内の充実を実施した。府内医療従事者への文献提供を増加した。	III
イ 産学公連携			
(ア)学内シーズを積極的に活用して共同研究・受託研究を拡充させるなど、産業界等との連携をさらに進め、府内産業の振興や大学発ベンチャーなどを推進する。	(ア)産学マッチングイベント等において学内シーズを発信することで共同研究・受託研究の拡充を図る。	産業界等への研究成果還元を図るため、3大学連携研究フォーラムを開催するとともに、第7回産学官連携推進会議、知財ビジネスマッチングフェア2008等の国主催事業や京都産業21、京都中央信用金庫等が主催する各種フォーラムへの出展する等、共同研究・受託研究の拡充を図った。	III
(イ)連携のための総合窓口を設置するとともに、産学公連携フォーラムの開催や産学交流フェア等への参加、ホームページを利用した研究成果の発信など、大学の知的資源の公開を推進する。	(イ)産学公連携活動を統括する産学公連携戦略本部を設置し、フォーラムの開催、シーズ集の発行などを行うことで知的資源を公開する。【医大】	産学公連携戦略本部を設置し、フォーラムの開催やシーズ集の発行を行った。	III
(ウ)産業界等からの共同研究・受託研究等の件数を、中期目標期間中に10%以上増加させる。	(ウ)外部資金受入に係る学内支援体制を整備し、産業界等からの共同研究・受託研究を積極的に行う。	医大では、外部資金獲得や知的財産の管理体制の構築を図るために新たに特任教授を設置した。	III

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
ウ 行政等との連携			
(ア)教育・研究に係る能力を活かした行政への協力や協働、行政からの受託研究の展開、大学と行政の人事交流、行政職員・職業人の能力向上のための短期研修プログラム、大学院への新たなコース設定、公共政策に係る教育などを積極的に実施する。	(ア)国や府内行政機関を中心として審議会、研究会等へ積極的に協力するとともに、行政からの受託研究の展開、大学と行政の人事交流、行政職員の研修、公共政策に係る教育などへの協力・連携を積極的に実施する。	文部科学省「科学技術・学術審議会」、府「明日への京都ビジョン懇話会」、「京都市医療施設審議会」など国や府内行政機関等が設置する審議会等への就任要請に対し積極的に対応した。	III
(イ)府市町村や農林関係機関をはじめとした試験研究機関、保健医療機関、NPO等との連携・協働を推進し、府内の地域課題や行政課題等の解決に積極的に貢献する。	(イ)医大医療センターにより、府の行政組織や府保健環境研究所、保健所等に医師を派遣するなど、関係機関との連携・協働を推進し、府内の地域課題や行政課題等の解決に積極的に貢献する。【医大】	本学医療センターにより、平成21年4月時点、府本庁5課へ6名、7保健所へ9名、与謝の海病院へ42名、その他関係5機関へ18名の合計75名の医師を派遣し、府内の地域課題や行政課題等の解決に幅広く貢献している。	III
エ 教育機関との連携			
(ア)3大学連携を推進するとともに、異分野融合・学際領域の拡大を目指した他大学との積極的な研究協力を推進する。	(ア)教養教育・専門教育・研究・地域貢献の各分野で3大学連携の部会を中心に具体的な取組を定め実施するとともに、研究交流分野を中心に包括協定締結大学をはじめ他大学との連携を進める。	国の戦略的大学連携支援事業を活用し、3大学で教養教育部会、専門教育部会、研究等部会を設置し、各分野での課題について検討し、連携を行った。	III
(イ)単位互換制度など、大学コンソーシアム京都の実施する各種事業に参加することにより、加盟大学との交流・連携を図る。	(イ)大学コンソーシアム京都が実施する各事業に積極的に参加する。	医科大学では、大学コンソーシアム京都が実施する単位互換科目に「人体の構造としくみ」「やさしい看護学(出産と子育てとの視点から)」を提供し、79名の履修許可、57名の単位認定を行った。	III
オ 医療を通じた地域貢献			
(ア)府民の命を守る大学として、学生はもとより、地域医療機関等から受け入れた医師、看護師、コメディカルなどを高度な医学教育により優秀な医療人として育成するとともに、府内の医療機関と教育、研究、治療面における連携を深め、地域医療を支える医療人を輩出するための拠点として中核的な役割を果たす。 ※コメディカル：臨床検査技師、放射線技師等の医師、看護師以外の医療従事者	(ア)引き続き医師不足が深刻な府北部地域の中核病院である府立与謝の海病院や地域医療・保健行政の前線基地である保健所への人材供給に努める。【医大】	医師不足が深刻な府北部地域の人材確保については、本学としても、京都府と連携し積極的に取り組んでいるところであり、平成21年4月時点で、府立与謝の海病院へ42名、府内保健所へ9名の医師を派遣しており、各教室の努力により、昨年同時期と同程度の派遣を維持しているところである。 今後も、府北部地域の中核を担う与謝の海病院等への人材供給には引き続き最大限の努力していきたい。	III
(イ)府と連携して医師確保困難地域はもとより、府内における医師確保に積極的に取り組むため、卒前、卒後教育を充実し、研修医、専攻医等を確保するとともに、医科大学医療センターの機能強化等を行い、各地域の適正な医師確保に貢献する。	(イ)府立施設への人材供給に加え、地域間の診療機能の集約化等をにらんだ医師配置等につながるよう医療センターに府や関係機関との調整機能を付加することを検討する。【医大】	医療センター所長の業務見直し等について検討を行った。 引き続き府や関係機関との調整機能を医療センターに付加することについて、引き続き検討を行う予定。	II
(ウ)地域医師確保のための推薦入学を実施し、一般学生についても臨床教授制度を活用し、地域医療機関における臨床実習を積極的に導入することにより、地域医療に使命感を持ち、地域貢献のできる医師を育成する。	(ウ)教育指定病院を中心とした、地域の基幹病院での臨床実習等を通じて、地域医療への使命感を持った医療人を育成する。【医大】	学生の様々な要請に応え、幅広い臨床実習が行えるよう、これまで府内に限定していた教育指定病院を平成20年9月から府外8施設にも拡大した。大学と教育指定病院が一体となって、人材育成のための教育・研究制度を含めた大学のあるべき将来像(VISION)を策定すべく、検討を開始した。	III
(エ)大学・地域一体型の医師、看護師によるチーム医療教育を推進し、地域の医療人の確保はもとより地域における「チーム医療」を充実する。	(エ)地域における「チーム医療」を充実するために、現代GPPプログラムを実施する。【医大】	医学科・看護学科生が合同で地域の医療を支える基幹病院等(府北中部)を訪問し、地域医療の仕組み及び各地域の保健・医療・福祉等の実情を学ぶ地域滞在実習を実施した。(平成20年9月1日～7日 北中部6病院 学生・教員約120名参加。)	IV
(オ)府立医科大学関係病院等協議会と連携し、卒後教育の総合的なネットワークを構築し、地域に根ざした医師を育成する。	(オ)府立医科大学関係病院等協議会で意見交換会を実施する。【医大】	京都府立医科大学関係病院等協議会研修会を開催し、(平成20年8月実施)、若手医師の確保や卒後研修システム等について、意見交換を実施した。	III
(カ)医学科学生の府内定着率70%以上、看護学科学生については、府内定着率65%以上を目指す。	(カ)医学科学生の府内定着率60%以上、看護学科学生については、府内定着率65%以上を目指す。 なお、府内定着率の向上に資するよう、看護学科の推薦入学定員の見直しを行う。【医大】	平成20年度、医学科においては府内定着率は61%であり、看護学科においては74%と、目標を達成している。なお、府内定着率を一層向上させるため、平成22年度入試から、看護学科の推薦入学定員を増員すべく学内手続きを進めた。	IV
(キ)府内での医師の配置に考慮しながら、医師として最初に勤務する初期臨床研修後の研修医の府内定着率80%以上を目指す。	(キ)府内での医師の配置に考慮しながら、医師として最初に勤務する初期臨床研修後の研修医の府内定着率70%以上を目指す。【医大】	平成19年度研修医66名のうち、出産により在家庭となった者、研修延長の者各1名を除く64名について、研修終了後49名(76.6%)が平成21年4月1日から京都府内医療機関での勤務を開始した。	IV
(ク)京都府の地域医療確保奨学金制度を活用し、地域医療を担う医学生を確保する。 (ク)新外来診療棟に整備予定の予防医学センターを中心に、府と連携して、生活習慣病や介護予防対策、健康に資する自主活動の推進等の方策を効率的かつ効果的に推進する。	(ク)1引き続き本学学生等に係る奨学金制度の活用を促進し地域医療の担い手確保に努める。【医大】 (ク)2来年度以降の制度存続を府に働きかけるとともに、活用促進を強化する。【医大】	地域医療確保奨学金制度については、本学学生課と連携し、学生への周知を図っているほか、即戦力となり得る研修医、専攻医、大学院生等へも幅広く制度周知を行うなど、地域医療の担い手確保に努めた。 本学における奨学金制度活用者も①21名、②24名と増加してきており、将来の地域医療の担い手確保のためにも制度存続は必要であると認識しており、府にも働きかけた結果、平成21年度も存続が決定したところであり、今後も引き続き活用促進を強化していきたい。	III III

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
4 医科大学附属病院に関する目標を達成するための措置			
(1) 臨床教育等の推進			
ア 専攻医・研修医等の臨床教育環境の整備に努め、臨床教育の一層の充実を図ることにより、優れた人材を確保する。病院群臨床研修プログラム研修医を確保する。	ア-1 専門コースの新設、学外実技トレーニングの実施など、研修プログラムを充実する。【医大】	平成21年度卒業臨床研修プログラムの選択科目に呼吸器コース、循環器コース等の「専門コース」を新設した。 また、最新設備を有する民間のスキルラボで研修医の実技トレーニングを実施した。(5月)	Ⅲ
	ア-2 指導医の指導能力の向上を図るため、指導医講習会を新たに開催する。【医大】	厚生労働省に承認されたプログラムに従い新たに指導医講習会を開催した。(8月、2月)	Ⅲ
	ア-3 卒業臨床研修センターについて、病院ホームページにより、積極的に研修情報を発信する。【医大】	病院ホームページを開設し、積極的に研修プログラムの情報発信を行った。(4月)	Ⅲ
	ア-4 優れた人材を確保するため、研修医選考方法を見直す。【医大】	試験的に面接重視の選考方法を採用した。	Ⅲ
	ア-5 臨床研修病院群内の連携強化を図るため、各病院の研修実施責任者との意見交換会を新たに開催する。【医大】	研修管理委員会に専門委員会を設置し、研修協力病院との意見交換を行った。(5月、12月)	Ⅲ
	ア-6 後期専攻医の待遇改善(診療謝金の増額)についての検討を進める。【医大】	後期専攻医の待遇改善(診療謝金の増額)について検討を行い、平成21年度予算要求では実現しなかったが、引き続き検討を進める。	Ⅲ
イ プライマリケアへの理解を深め、患者を全人的に診ることができる基本的能力を修得し、地域医療・チーム医療の重要性を認識した医師、看護師をはじめとする医療人を育成する。 ※プライマリケア:国民のあらゆる健康、疾病に対し、総合的・継続的に対応する地域の政策と機能	イ-1 研修医については、地域医療重点プログラムの設定、専門コースの新設等により研修プログラムを充実する。【医大】	平成21年度卒業臨床研修プログラムに「地域医療重点プログラム」を新設するとともに、選択科目に呼吸器コース、循環器コース等の「専門コース」を設けるなど、プログラムを充実した。	Ⅲ
	イ-2 医師・看護師等の計画的な研修実施、参加機会の増大を図るとともに、手術看護等の認定看護師の拡充、放射線技師・臨床検査技師の認定資格取得等により優れた人材の育成を行う。【医大】	医師・看護師等の計画的な研修実施、手術看護等2名の認定看護師の拡充を行い、新規採用看護師を含め、より専門性を高める看護師のニーズに応える形で研修会を随時開催し、専門性の更なる向上を図った。 また、放射線技師2名、臨床検査技師3名の認定資格取得を行った。	Ⅲ
ウ 幅広い教養と高い倫理観を持った優れた医療人を育成するための卒前及び卒業後研修プログラムを提供する。	ウ 研修医については、地域医療重点プログラムの設定、専門コースの新設等により研修プログラムを充実する。(再掲)【医大】	平成21年度卒業臨床研修プログラムに「地域医療重点プログラム」を新設するとともに、選択科目に消化器コース、循環器コース等の「専門コース」を設けるなど、プログラムを充実した。(再掲)	Ⅲ
(2) 医療サービスの向上			
ア 医療安全管理を推進し、院内感染防止対策を充実する。	ア 医療安全、感染対策の研修回数を増やし、職員の積極的参加を推進し、各診療科等に配置した安全管理者や感染対策推進医師・看護師への研修等を通じて、医療事故防止や感染防止の意識向上を図る。【医大】	院内研修会について開催回数を従来の2倍に増やすほか、第一線で活躍する有識者を講師として招聘するなどの内容充実を図った。 結果、参加者も前年度に比べ3倍以上増加した。 また、安全管理者や感染対策推進医師・看護師を通じ医療安全や感染対策の情報を職員へ周知するとともに、定期的な実地検査により状況を点検した。	Ⅲ
イ 質の高い医療機器維持管理システムを確立する。	イ 臨床工学技士の増員やMEセンターの設置により、医療機器管理部門を強化し、院内医療機器の管理体制を整備する。【医大】	臨床工学技士を2名増員し、医療機器管理体制の強化を図った。 また、平成21年1月からMEセンターを設置し、医療機器の定期点検やME機器の中央管理システムを開始した。	Ⅳ
ウ 新外来診療棟の整備を契機に、臓器別・疾病別にメディカルセンターを整備し、より最適な医療を提供する。	ウ 新外来診療棟における臓器別・疾病別のメディカルセンターの具体化に向けて、診療体制や整備内容等の検討を進める。【医大】	移転後の新外来診療棟での運営状況も踏まえながら、平成23年度にスタートする臓器別のメディカルセンターの具体化に向けて、学内検討組織により診療体制や整備内容等の検討を進めた。	Ⅲ
エ ゆとりのある空間を確保し、安全で安心できる医療環境を提供する。	エ 新外来診療棟等(第1期)整備工事の完成にあわせて、快適でゆとりある空間を確保しつつ、工事の期間中は、患者サービスの低下を極力防ぎ、患者の安全を確保する。【医大】	新外来診療棟等での運営を始めて、工事期間中、患者誘導、案内業務のための職員及び臨時職員等を配置し、患者動線が一時的に不便となることに対して、医師、コメディカル及び職員等が一体となってサービスの維持に努めた。	Ⅲ
オ 電子カルテの導入により、再診予約システムを整備する。	オ-1 電子カルテの導入に伴い、患者サービス向上のため、再診予約システムの浸透を図り、患者待ち時間の短縮を図る。【医大】	電子カルテの導入により再診予約の強化が図られ、円滑な診療業務に対する取組が進められた。	Ⅲ
	オ-2 電子カルテの本格稼働に伴い、カルテ情報等の患者との共有、CT、MRI等の放射線画像のフィルムレス運用や、医師指示及び入院処置等の機能を追加したフルオーダーリングシステムの稼働により、迅速で的確な診療を推進し、患者サービスの向上を図る。【医大】	平成20年4月からCT、MRI等の放射線画像のフィルムレス運用を開始し、5月から単純写真のフィルムレス運用を実現した。10月からは、医師指示及び入院処置等の機能を追加したフルオーダーリングシステムの稼働も実現した。 また、診療現場において「患者も読めるカルテ」、「カルテを見ながらのわかりやすい患者への説明」及び「画像・検査結果などによる説得力ある説明」等、カルテ情報の患者との共有について推進した。	Ⅲ

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
カ 患者満足度調査などにより患者ニーズを把握し、全体的な満足度について、入院:90%以上、外来:80%以上を目指す。	カ-1患者の全体的な満足度について、入院:85%以上、外来:75%以上を目指すため、次の取組を進める。 (ア)患者満足度調査の結果や御意見箱の内容の院内掲示を検討するとともに、集計結果等の分析から明らかになった患者ニーズや諸課題を院内全体で共有する。【医大】	患者満足度調査を平成21年3月に実施した結果、入院は79.0%であった。外来は新外来棟の移転に伴い患者導線が長くなったことも影響し64.5%であった。 業務改善委員会において、御意見箱の内容や院内掲示についての検討を行ったが、患者ニーズや諸課題についての院内周知が不十分であった。	II
	(イ)業務改善委員会の活動強化により、環境対策等病院機能向上や、患者サービス向上に向けて具体的方策を検討する。【医大】	業務改善委員会において、新外来診療棟における患者導線等の問題点を検討するとともに、自動販売機の設置等の当面必要な改善に努めた。	III
	カ-2患者ニーズを踏まえた、病院ホームページの内容の充実を図る。【医大】	病院ホームページのトップページのリニューアルを行うとともに、新外来診療棟の診療開始等にあわせて、掲載内容の見直しを行った。	III
キ 電子カルテシステムの導入により、医療情報を厳格な保護のもと、迅速で適正な管理体制として整備する。	キ-1電子カルテの本格稼働に伴い、利用者IDによる識別管理を徹底するなど、個人情報の厳格な保護を図る。【医大】	利用者IDを交付する際は、電子カルテの運用管理規程の遵守、利用者IDの適正な管理及び患者プライバシー保護に細心の注意を払う受領書の提出を求めた。 また、研修医のオリエンテーション等の研修会・説明会等において、個人情報の厳格な保護について指導するとともに、各患者の電子カルテへのアクセス履歴を利用者ごとに監視するシステムも整備した。(21年1月)	IV
	キ-2電子カルテの本格稼働に伴い、レセプト電算処理システムを導入することにより、迅速なレセプト請求を行う。【医大】	レセプト電算処理システムを導入し、平成20年11月診療分からオンラインによるレセプト請求を行っている。	III
(3) 高度で安全な医療の推進			
ア 基礎研究を臨床に橋渡しする高度なトランスレーショナルリサーチを推進する。	ア 特定機能病院に相応しい高度医療の研究・開発を推進するため、基礎と臨床の二層緊密な連携を図る。【医大】	「研究開発センター」が行う分野横断的な先端研究に関して、中央研究室内に研究スペースを新たに確保したことに加え、「再生医療・細胞治療研究センター」が運営する再生医療・細胞治療施設において新たな研究プロトコルを実施するために、施設の整備レベルを高度化した。	III
イ 再生医療等の高度な医療を積極的に推進し、先進医療の承認申請を10件以上行う。	イ-1 高度先進医療推進助成事業について21年度以降の継続を検討するとともに、各診療科の取組状況を定期的に確認することにより、引き続き先進医療の積極的取組を推進し、新規承認申請件数1件以上を目指す。【医大】	高度先進医療推進助成事業を公費負担患者制度(減免制度)に変更し、21年度以降も継続するとともに、先進医療の新規承認申請2件を行った。	IV
	イ-2 治験の一元的な管理、実施体制の充実を図るための検討を進める。【医大】	治験の一元的な管理、実施体制を充実させるため、他大学病院の治験センターの現状調査を行い、治験審査委員会に報告した。	III
ウ がん制御センターとの連携、病院スタッフの協働により、研究成果をがんの診断・治療成果の向上につなげる。	ウ がんの「予防」、「診断」、「治療」、「緩和」、「疫学」の研究成果を、病院の診断・治療に役立てるよう、がん征圧センターとの連携を進める。【医大】	がん征圧センターとがん対策あり方ワーキンググループのがん対策合同会議を実施し、研究面と診療面での連携を確認した。 また、がん征圧センターにおける研究成果還元の一環として、府民向けに「がん予防コンサルタント」を設置し、相談事業を実施した。(平成20年度相談者 8人)	III
(4) 地域医療への貢献			
ア 地域医療連携室の体制強化を図り、紹介による新規患者の積極的な受入れや、紹介医へのタイムリーな報告、逆紹介の励行、後方支援病院の開拓を進めるとともに、長期入院患者を中心とした退院援助の取組を強化し、患者紹介率を50%以上とする。	ア-1 地域医療連携室において「診療のご案内」、パンフレットの作成、活用等により、地域医療機関との連携を強化し、新規紹介患者の受け入れを推進する。【医大】	「診療のご案内」を作成し、関係医療機関への配布等により医療機関との連携強化を図り、新規紹介患者の受入を前年比1.3倍と大幅な増加を図った。	IV
	ア-2 入院患者の転院を円滑に進めるため、転院予定医療機関からの職員訪問受入制度を検討する。【医大】	入院患者の転院を円滑に進めるため、退院支援医療機関登録制度を制定。(21年5月運用開始予定)	IV
	ア-3 電子カルテの活用による紹介元へのタイムリーな報告、逆紹介の励行などを進める。【医大】	電子カルテシステムの導入による紹介元へのタイムリーな返書(報告)や逆紹介の励行に向けた取組を進めた。	III
	ア-4 電子カルテシステムを活用し、地域医療機関とのシームレスな診療情報、画像情報共有システムの開発を進め、地域医療連携の充実強化を進める。【医大】	電子カルテシステムを活用した地域医療機関との画像情報の共有、患者情報やオンライン紹介等を行う地域医療連携システムを開発し、地域医療連携の充実強化を進めた。	III
	ア-5 患者紹介率を41%以上とする。【医大】	患者紹介率を43.0%とした。	IV
イ 看護職者、薬剤師、栄養士等地域の医療従事者への研修支援や最新医療情報の提供を行う。	イ 地域の看護職者、栄養士、臨床検査技師、作業療法士等の他施設等からの研修生、実習生の受け入れ、他施設への研修講師派遣等により、医療従事者の育成を図る。【医大】	地域の看護職者、栄養士、臨床検査技師、作業療法士等の他施設等からの研修生、実習生の受け入れ、他施設への研修講師派遣等を行った。	III

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
(5) 政策医療の実施			
ア 府民医療のラストリゾートとして府民の信託に応えるため、肝疾患など診療連携拠点病院を目指す。	ア 肝疾患については、患者相談の対応、医療従事者や地域住民を対象とした研修会等の開催など、肝疾患診療連携拠点病院の指定に向けた取組を進める。【医大】	平成20年8月に肝疾患診療連携拠点病院の指定を受けた。	IV
イ 小児難治性疾患から子どもを守り最先端医療を提供するため、外来診療棟整備の中で「小児医療センター」を整備する。	イ 新外来診療棟における「小児医療センター」の運営方法等を検討する。【医大】	小児医療センターの運営方法等第2期工事(平成23年度完成予定)の課題整理を通じて、学内検討組織により検討を開始した。	III
ウ 都道府県がん診療連携拠点病院として、がん医療の均てん化を図るため、府内7カ所の地域がん診療連携拠点病院と連携し、教育・研修を実施しながら、がんの集学的治療やがん緩和医療を推進する。	ウ-1 都道府県がん診療連携拠点病院として次の取組を進める。 (ア)外来化学療法センターでの診療対象がんの拡充【医大】	都道府県がん診療連携拠点病院として次の取組を進めている。 新たに、喉頭がん・咽頭がん・甲状腺がん・舌がん等を同センターの診療対象とした。	III
	(イ)キャンサーボード(がん症例検討会)の開催【医大】	がん症例検討会を適宜開催した。(7月～)	III
	(ウ)府内の医療従事者等を対象としたがん診療に係る研修会の実施【医大】	府内の医療従事者等を対象としたがん看護研修会を実施した。(7月、11月、3月) また、看護師向けに緩和医療検討会の基礎講座を実施した。(10月、11月)	III
	(エ)がんに係る府民向け講演会の開催【医大】	府民講座「からだに優しいがん治療」を開催した。(11月) 院内に「がん情報コーナー」を設置した。(11月)	IV
	ウ-2地域がん診療連携拠点病院との連携強化を図るため、京都府がん診療連携協議会等を開催するとともに、がん診療に係る当該病院の実態調査や情報交換を行う。【医大】	京都府がん診療連携協議会を開催した。(10月) また、地域がん診療連携拠点病院を対象に次の取組を進めた。 ・実務担当者会議の開催(7月) ・がん相談支援窓口連絡会議の開催(9月) ・院内がん登録実務担当者会議の開催(12月) ・各拠点病院の取組状況調査の実施(8月) ・がんセカンドオピニオン実施医療機関調査の実施(1月～2月)	III
エ 府内における周産期医療の整備に適切な役割を担う。	エ 京都府における周産期医療体制の中で、南部ブロックのサブセンターとしての役割を担う。【医大】	周産期診療部を中心に、南部ブロックのサブセンターとして周産期医療を進めている。	III
オ 府内における感染症医療の拠点としての役割を果たす。	オ 感染症に対応できる診療体制を強化する。【医大】	一類感染症を始めとする感染症患者受入を想定し、診療体制等を整備するとともに「疾病別マニュアル」を作成し、入院患者受入体制を整備した。	IV
(6) 病院運営体制の強化と健全な経営の推進			
ア 全ての職員が病院の理念、基本方針の実践を共有し、病院運営に携わることを目指す。	ア-1 病院マネジメント機能の一層の強化を図るため、病院長、病院長補佐の機能、権限等について、検討を進める。【医大】	病院長補佐を廃止し、病院経営、臨床研修、先端医療等を分担する副病院長の設置を行った。	III
	ア-2 各部門等において設定した目標について評価を実施するとともに、医大ニュースや電子掲示板の活用等により、経営情報を共有し、職員の経営意識の醸成を図る。【医大】	各部門等において設定した目標、診療実績等を踏まえ、重点的な診療部長ヒアリングを行うとともに、医大ニュース等へ診療実績を掲載した。	III
イ より多くの人に高度な医療を提供するため、特定機能病院に相応しい診療の重点化を図る。 ※ 特定機能病院:高度な医療を提供する病院として厚生労働大臣の承認を受けた病院	イ-1 紹介患者の増加、退院援助業務の強化、紹介病院への適切な対応、逆紹介等の励行により、病病連携・病診連携強化を図るとともに、先進医療の取組の推進、診療報酬改定に伴う新たな施設基準の積極的な取得を行う。【医大】	地域医療連携室において、「診療のご案内」を作成して、関係医療機関への配布等により医療機関との連携強化を図り、新規紹介患者の受入増を図るとともに、入院患者の転院を円滑に進めるため、退院支援医療機関登録制度を制定し、病病連携、病診連携強化の取組を進めた。また、先進医療の取組の推進や先進的治療等に係る新たな施設基準の取得を行った。	III
	イ-2 DPC分析システムの導入により、適切なコーディングや入院期間への的確な対応を図るとともに、電子カルテのクリティカルパス登録を進める。【医大】	DPC分析システムを活用し、DPCコーディングの修正を行うとともに、このシステムの使用希望があった診療科に対し、その活用方法等について説明・指導を行った。 また、電子カルテのクリティカルパス登録に向けて、ワーキング会議等で検討を行った。	III
ウ 業務の委託化や事務作業補助者の導入等を進め、医師及び看護師が診療・看護業務に専念できるような環境を整備する。	ウ 医師等が診療に専念できる環境整備を図るとともに、適正な診療報酬算定、査定減防止対策を強化するため、医師事務作業補助者の導入等について検討する。【医大】	医師等が診療に専念できる環境整備を図るとともに、適正な診療報酬算定、査定減防止対策を強化するため、診療実績・患者数の指標が高い診療科10科において、各1名の医師事務作業補助者を導入し、導入効果を分析後、今後の体制を検討することとし、21年度の当初予算要求を行った。	III
エ 患者の利便性等に配慮しつつ院外処方をもっと推進する。	エ 診療科の特性や患者の利便性に配慮しつつ、引き続き院外処方箋発行率の向上を推進する。【医大】	各診療科等の協力により、院外処方せん発行率は平成19年度84.4%から平成20年度は86.7%へと向上させた。	IV

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
オ 病床管理及び入院受付業務一元化の検討など、病床の効率的な運用により新規入院患者の確保を図り、病床利用率を90%以上に上げる。	オ 関係病院との連携強化等による新規入院患者の確保を図るとともに、診療科配分病床の再編、共用病床の一元管理等により病床の有効利用を推進し、病床利用率の向上を図る。 【医大】	診療科配分病床を一部再編し、看護部による共用病床の一元管理の徹底等により、各診療科が病床を確保しやすい環境を整えた。また、各診療科の病床利用率等の状況により、診療科配分病床の見直しを21年2月に実施した。	III
カ 医薬品の同種同効品の整理、医薬材料の適正使用や在庫管理の徹底、標準化を進めるとともに、専門コンサルタントの活用等により、医薬材料比率を35%以下に下げる。	カ 医薬品の新規採用時に同種同効品を整理するとともに、医療材料検討委員会において、医療材料の標準化を推進し、SPD、医療材料契約支援業務委託の活用により、医薬材料費比率を36.4%以下に下げる。【医大】	医薬品については、学長以下大学を挙げて業者との交渉を行うとともに、一部の品目については同種同効品を採用し購入価格の低減を図り、また、薬事委員会への申請時に、同効薬の削除候補を記載するよう明文化するなど、申し合わせ事項に改訂を加えた。医療材料については、契約支援業務の活用により購入価格の低減を図ったが、医薬材料費比率については37.6%であった。	II
5 国際交流に関する目標を達成するための措置			
(1)海外の大学との協定(連携)を積極的に進めて、相互学生派遣を推進する。	(1)海外の大学との協定(連携)を積極的に進めて、相互学生派遣を推進する。特に本年度は米国オクラホマ大学と各3名の学生相互派遣を実施する。【医大】	国際学術交流センターを中心に、米国及び欧州の4大学(オクラホマ大学、エアランゲン大学、カーディフ大学、ジュネーブ大学)と国際学術交流協定を締結したほか、米国オクラホマ大学と各3名の学生相互派遣を実施した。	III
1 運営体制に関する目標を達成するための措置			
(1) 業務改善を図るための措置			
2大学を運営する法人として、両大学の目的意識、問題意識を共有化し、外部委員等の意見も取り入れ、民間の活力も活かしながら大学運営の透明化、活性化を図る。	役員及び経営審議会委員に民間人を登用するとともに学長等の両大学の主要管理職が法人役員を兼ねることにより、理事会等での議論を的確に大学運営へ反映させていく体制を整備する。	法人理事会理事、経営審議会委員に民間人を登用し法人運営に対する意見をとり入れた。 両大学の学長を法人理事会の副理事長と経営審議会委員に任命し、理事会等での議論を的確に大学運営に反映させる体制を整備した。	III
(2) 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置			
ア 理事長のリーダーシップのもとで、両大学の教育研究の特性を考慮しつつ、戦略的・重点的に資源配分が実施できる仕組みを構築する。	ア 理事長や学長裁量の予算配分等を検討するとともに、理事長直轄の財務・経営戦略部門と両大学の経理・企画部門が一体となって効率的な配分手続きを実施する。	理事長のリーダーシップのもと、戦略的・重点的に資源配分が実施できる仕組みを構築するため、研究費に法人総戦略枠を創設した。(平成21年度予算)	IV
イ 理事長と学長がリーダーシップを発揮できるよう、それぞれの役割分担を明確にするとともに、定期的な調整会議の開催など意思疎通を緊密化する。	イ 理事長と学長の調整会議を定期的開催する。	理事長と学長の調整会議を定期的開催し、各大学の様々な課題について意思疎通を行った。	III
ウ 各理事が担当職務を円滑に行うために、それを支える事務組織を強化する。 エ 学長と部局長等が協力・連携して大学運営にあたり、必要に応じて権限と責任の明確化を図り、必要なリーダーシップを発揮することにより、学長及び部局長等を中心とする執行体制を強化する。	エ 京都府公立大学法人組織規則を制定して学長及び部局長等の職務を明確化したことから、引き続きその運営の適正化を期す。	京都府公立大学法人組織規則に基づき、職務に応じた権限と責任を明確化し、適正な運営をおこなった。	III
オ 大学の基本的戦略を実現し、学長のリーダーシップを側面的にサポートするため、両大学に副学長を設置する。	オ 教育・研究・地域貢献を柱に学長がリーダーシップを効果的に発揮できるよう、学長と副学長の具体的な役割分担を検討する。	副学長の設置に係る各大学の状況を聴取するとともに、副学長の役割等について意見交換した(他大学の状況調査も実施)	III
カ 学内の委員会組織や事務組織のあり方を常に点検・検証し、必要に応じて組織の柔軟な設置・改廃を行う。	カ 学内委員会の目標達成度等の検証を進め、必要に応じた整理再編等を実施するとともに、事務組織の在り方については常に点検し、柔軟な対応を進める。	各大学の委員会の役割等を再点検し、役割を終えたり、重複するものについて、再編整理に努めるとともに、法人化等によって新たに必要になった委員会を立ち上げるなど、柔軟に対応した。	III
キ 経営審議会と両大学の教育研究評議会の役割分担を明確にし、機能的な運営を行う。	キ 経営審議会と両大学の教育研究評議会は適切な役割分担の下、相互に補完、連携することにより機能的な運営を図る。	経営審議会は法人の経営に関する重要事項の審議機関として、教育研究評議会は大学の教育に関する重要事項の審議機関としての役割を担い、法人理事会とも連携しながら、機能的な法人運営を行った。	III
ク 大学運営の透明化を高めるとともに、社会ニーズを適切に把握するため、学外各層の専門家等を活用する。	ク 役員、経営審議会、教育研究評議会に民間人等の外部登用を行い、運営の透明性の確保と社会ニーズの把握・反映に努める。	法人理事会理事、経営審議会委員及び教育研究評議会委員に民間人を登用し、運営の透明性の確保を図るとともに、社会ニーズの把握・反映に努めた。	III
ケ 運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会、経営審議会及び教育研究評議会の議事内容をホームページで公開する。	ケ 理事会、経営審議会及び教育研究評議会の議事内容をホームページに掲載する。	法人の運営状況の積極的な公開を進めるため、理事会、経営審議会及び教育研究評議会の議事内容を法人ホームページに掲載した。	III
コ 大学運営の点検・検証を行うため、自己点検・評価の実施と内部監査体制を整備する。	コ 理事長直轄の自己点検・内部監査組織の設置を検討する。	大学運営の点検・検証を行うため、京都府公立大学法人内部監査規程を策定し、内部監査体制を整備した。	IV

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
3 人事管理に関する目標を達成するための措置			
(1) 評価制度・システム等			
ア 教員の多様な実績が公正に評価されるよう、教育活動、研究活動、学内運営、社会貢献などの諸活動を要素とする業績評価システムを構築する。	ア 教員の評価制度については、教育・研究・地域貢献等の諸活動について公正な評価が行えるよう導入に向けて検討する。	導入の具体化に向けて理事会で議論するとともに、他大学調査(京都工芸繊維大学他4大学)を実施し、本法人への導入レベルの可能性を検討した。	III
イ 教員以外の職員については成績評価制度を導入し、業務の質の向上につなげる。	イ 教員以外の職員の評価制度については、京都府の取り組みを参考にしつつ、勤務意欲の向上と各所属の状況に応じた運用が図れる制度の構築を検討する。	医療技術や看護、現業部門等、大学を様々な部署で支える業務の特性を踏まえた評価制度の導入に向けて、制度設計の検討を進めた。	III
(2) 効率的配置			
新たな分野や重要課題への対応のため、教育研究や社会状況の進展・変化に合わせて絶えず組織の見直しを行うとともに、弾力的かつ適正な人員配置を行う。	学術研究の動向や社会の要請、他大学の特徴ある新しい取り組みなどについて常に情報収集を図り、ニーズに沿った組織見直しと人員配置について常に検討する。	自主、自立的で経営の視点に立った法人運営の観点から、業務体制を点検するとともに、今日の課題に対応する体制の確保等にも留意し、高い専門性と経験を有する再雇用職員の活用等も図りながら、必要な見直しに努めた。	III
(3) 雇用・勤務形態等			
ア 多様で優秀な人材を確保するとともに効果的な人員配置を行うため、雇用形態・勤務形態・給与形態など柔軟性に富んだ人事制度を構築するとともに、任期制の検討や公募制を活用して、教育研究を活性化させる。	ア 業務内容や役割分担の整理点検を進め、公募制を活用した常勤教員の確保、有期雇用教職員等を柔軟に組合せた人員配置や、任期制の導入について検討を進める。	博士研究員や専攻医、有期常勤職員等の雇用制度を導入し、多様な雇用の体系化、ルール化による業務の的確な対応に努めるとともに、医科大学では、従来、各教室が雇用し雇用形態が曖昧であった研究補助員や教室秘書等を法人雇用に一本化した。	III
イ 教職員が持てる力を十分に発揮し、地域社会に貢献できるよう、兼業・兼職制度を整備するとともに、制度を適切に運用する。	イ 研究成果の活用面を中心に、法人としての兼業兼職制度の適正な運用を進める。	就業規則に基づく兼業規程を定め、的確な運用に努めるとともに、倫理規程、コンプライアンス規程等による規律、規範のある行動や対応を求め、その周知徹底に努めた。	III
ウ 特任教員、客員教員制度等を活用し、優れた学識、経験等を有する人材を確保する等、教員及び研究員の人的交流の拡大や学術研究の進展及び教育の充実を図る。	ウ 学外の優れた学識経験等を有する人材を教育研究の様々な場面に活用するため、特任教員等の有期雇用制度を最大限に活用する。	医大ではがんプロジェクト、知的財産オフィス等の新しい取組に、民間の有識者等を特任教員等で活用した。	III
(4) 教職員の育成			
ア FD(ファカルティ・ディベロップメント)・SD(スタッフ・ディベロップメント)等を効果的に実施し、教職員の教育力と専門的能力を向上させる。 ※SD:大学職員の資質向上、能力開発の取組のこと	ア 医学教育における新しい臨床実習のあり方及び看護実践能力の向上に関するFD研修会・講演会を実施し、教員の教育力向上と専門的能力の向上を図る。【医大】	大学院教育の改革・改善に対する意識の向上を図るとともに、大学院教育の実質化に資することを目的として、「平成20年度大学院教育ワークショップFD」を2月に開催し、参加した130名の教員が大学院教育の具体的課題について議論した。	III
イ 病院業務について、医療事務に精通した専門職員等を育成する。	イ-1 医事事務等専門性の高い業務分野におけるプロパー職員の採用などにより、医療事務等専門的業務分野の充実を図る。【医大】	医療事務の体制強化を図るため、医療事務等の専門職員を20年度に2名採用した。	III
	イ-2 診療報酬の点検等医療事務に精通した専門職員の採用を実施。引き続き医療事務に精通した専門職員の確保・育成を図る。【医大】	専門職員の採用に向けて取り組み、平成21年4月から医療事務職員を2名採用することとなった。	III
ウ 大学運営に関する専門知識と能力を持った職員を育成する。	ウ 学部事務等大学固有業務に精通し、企画立案にも参画できる職員を確保・育成するための指針を検討する。	業務の専門性、特殊性等や専門職員の配置の必要性について検討するとともに、経験豊富な有期雇用職員の配置等を図った。	III
エ 事務職員等の人材育成と専門性向上のため、派遣職員から固有職員への転換や他大学等との人事交流の可能性について検討するとともに、事務職員等が専門職能集団として大学運営に参画・貢献していくために、研修制度を充実させる。	エ 他大学との人事交流について情報交換を進めるとともに、事務職員等の専門性の向上のため、固有業務に関する研修機会の拡大を検討する。合わせて、派遣職員から固有職員への転換について、京都府との協議を進める。	他大学との人事交流について、19年度まで実施していた京都府での状況を把握するとともに、固有職員への転換についても個々の業務の専門性や固有職員での対応の適否を検討し京都府と協議を行った。 また、専門性向上のため、経理事務に関する研修など固有業務に関する研修を実施した。	III
4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置			
(1) 教職員の人事、職員研修等業務及び出納業務など、両大学に共通した業務を法人本部に集約し、事務部門の効率化を図る。	(1) 両大学に共通した業務を法人本部に集約し、事務部門の効率化を実施。引き続き効率化の検証を進める。	人事給与、福利厚生、経理事務等について、両大学担当者による事務改善のための会議を提起し、業務の拾い出し、具体的な対応策、実施に係る課題等について議論したが、具体化にまでは至らなかった。	II
(2) 法人本部及び両大学間における各種システムの共通化・共有化を図ることにより、事務処理の省力化・迅速化・簡素化・効率化を進める。	(2) 人事給与、財務部門の共通システム化を実施。システムの運用を通じて省力化・迅速化・簡素化・効率化の検証を常に続ける。	共通システムを導入し、それをベースにした業務遂行に努めるとともに、改善に向けて検討した。	III

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
(3)大学管理業務及び病院業務において、固有職員や臨時職員、外部委託の導入等、業務内容に応じた適切な手法を導入することにより、事務機能を強化する。	(3)大学管理業務及び病院業務について、引き続き有期雇用職員、外部委託等業務内容の見直しに沿った活用を検討し、事務処理機能の維持・向上を図る。	個々の業務の専門性や固有職員での対応の適否等を検討し、専門的な知識の蓄積や経験に培われた対応が必要な部門(医事収納)への固有職員の配置を進めた。	III
(4)業務内容の見直しを定期的に行い、業務の効率化を図るとともに、新たな課題に果敢に取り組み、状況に応じて適切に対応できる柔軟性と機動性の高い事務組織を構築する。	(4)大学管理業務等について、常に迅速化・効率化等の視点で見直しを行い、柔軟性・機動性の高い事務組織の構築を図る。	法人本部職員の大半を両大学職員の兼務で補うことにより、大学の日常業務に根ざした法人運営を目指す組織として構築するとともに、1年の経過を経て、各組織の業務課題等を踏まえた体制の見直しや業務の再配分を行った。	III
中長期的な視点に立ち、法人化の利点を最大限に生かす大学経営を行い、財務内容の改善を進め、経営基盤の安定を図る。両大学及び附属病院の会計を区分し、それぞれの経営改善努力の成果を可視化するとともに、経営改善の成果を分かりやすく府民に公表する。	既存の収入源の確保を図るとともに、効率的・効果的な大学運営ができるよう他大学等の状況等も十分調査しながら検討を進める。法人(大学)HP等による財務内容の公表を行う。	既存の収入源の確保に努めたもの他大学等の状況調査は実施できなかった。平成20年度決算から法人(大学)HP等による財務内容の公表を行うこととした。	II
1 収入に関する目標を達成するための措置			
(1) 学生納付金・病院使用料等			
授業料等の学生納付金、病院使用料・手数料については、公立大学法人の特性を考慮しつつ、適正な受益者負担の観点から、毎年その妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、利便性向上の観点から、学生納付金の口座振替など、多様な納入方法を導入する。	使用料・手数料について、適正な受益者負担の観点から、妥当性を検証する。	使用料・手数料について、適正な受益者負担の観点から、妥当性を随時検証した。	III
	ア 病院使用料について、特別な場合には、ゆうちょ銀行を通じての収納方法を拡大し、収納を促進する。【医大】	平成20年4月からゆうちょ銀行に口座を開設。患者負担金について、支払窓口の多様化を図ることで、患者の利便性向上を実現し、収納を促進した。	III
	イ 初診時加算等の料金について、近隣の大学病院や特定機能病院との均衡を考慮し、適正な料金設定について検討する。【医大】	初診時加算料について、近隣の大学病院や特定機能病院との均衡を考慮し、平成21年4月から従来の510円を1,050円に引き上げることとした。	IV
(2) 外部研究資金等の積極的導入			
ア 外部研究資金及び競争的研究資金の獲得に向けた支援体制を整備しつつ、中期目標期間中に獲得件数を10%以上増加させる。	ア 外部資金に関する情報収集を積極的に行い、各教員に対する周知を徹底することにより外部資金獲得を推進する。	医大では、外部資金獲得のため新たに設置した特任教授を活用するとともに、各種説明会等に出席し、積極的に情報収集を行い各教員に周知徹底した。	III
イ 講演会及び研修会等の実施に当たっては、それぞれの開催目的や対象者等を勘案し、受講料及び参加料等の適切な負担を求める。	イ 既存の収入源の確保に努めるとともに、他大学の状況も参考に新たな収入源の導入について検討する。	既存の収入源の確保に努めるとともに、新たな収入源として広告収入を可能とした。	III
エ 大学が保有する機器、情報、技術等を外部に提供する場合の使用料の徴収など、新たな収入の確保に取り組む。	エ 大学が保有する機器、情報、技術等の実態把握に努める。	大学が保有する機器の実態把握を行った。	III
2 経費に関する目標を達成するための措置			
(1)限られた財源を効果的に活用するため、大学経営において選択と集中を行うことにより重点的かつ戦略的な資金の配分を行う。	(1) 効率的・効果的な大学運営ができるよう他大学等の状況等を十分調査しながら、より重点的かつ戦略的な資金配分方法を検討する。	重点的かつ戦略的な資金配分方法として本部経費に予算措置することを検討した。	III
(2)業務の集約化、複数年契約の導入、一般競争入札の原則実施、一括購入方式の推進等により、維持管理経費の削減を図る。	(2)-1 給与・財務事務のシステム化及び本部集約化を行う。	給与・財務事務については、専用システムを導入し、本部集約化を行った。	III
	(2)-2 契約実態の把握に努め、複数年契約や一般競争入札の導入等については、維持管理経費の縮減に繋がるものかどうか十分検討を行い、効果的なものから順次実施していく。	複数年契約や一般競争入札の導入等については、維持管理経費の縮減に繋がるものか随時検討を行った。	III
(3)情報のネットワーク化、文書の電子化及びペーパーレス化の推進等により、事務経費を節減する。	(3)情報ネットワークシステムを積極的に活用することにより、メールシステムの一元化を進めるとともに、事務処理における文書事務支援システムの積極的な活用を図るなど、文書の電子化・ペーパーレス化を図る。	情報ネットワークシステムを積極的に活用するとともに、文書の電子化・ペーパーレス化に努めた。	III
(4)使用エネルギーの実態を把握・分析するとともに、全学的に省エネルギーに対する意識啓発を進め、その抑制を図る。	(4)省エネルギーに関する意識啓発に努める。	暖房会議を開催し、冷暖房の計画的な運転に努めるなど省エネルギーに関する意識啓発に努めた。	III

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
3 資産運用に関する目標を達成するための措置			
(1)大学内の施設、設備等のより効率的な利用を図るため、学部・研究科及びキャンパスを越えた共同利用の一層の活用を図る。	(1)大学内の施設を効率的に管理・利用できるあり方について検討する。	府立大学での研究室の不足と図書収蔵スペースの狭隘化に伴い、医科大学の管理する旧農場管理棟2階の一部を府大が利用するなど、両大学間での施設の効率的な活用を図った。	III
(2)全学的な視点による施設、設備・機器等の共同利用や維持管理を行い、資産の有効活用を図る。特に、高額な研究・医療機器等については、その利用実態を点検し、学外との共同利用も検討する。	(2)大学が保有する施設・設備・機器等の利用実態の把握に努める。	大学が保有する機器等の保有状況の把握に努めた。また、高額な研究・医療機器等の利用については、各所属等で機器使用簿等により利用状況を管理した。	III
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置			
(3)医科大学附属病院は、平成22年度に(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審する。	(3)平成22年度の(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価の継続認定取得に向け、自己点検、自己評価を行うとともに、受審準備委員会の設置等の準備を進める。【医大】	(財)日本医療機能評価機構の病院機能評価の継続認定取得に向け、21年度当初予算議論において準備等、取組内容の検討を行った。	II
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置			
(1)教育・研究・医療・地域貢献等の活動状況、財務・組織・管理運営に関する情報を、分かりやすく府民等に発信し、法人及び大学運営の透明性を高める。	(1)法人のホームページを作成し、財務・組織・管理運営に関する情報を公表する。	京都府公立大学法人のホームページを作成し、定款や業務方法書、中期・年度計画、理事会や経営審議会議事録等をはじめ、様々な情報を掲載・公表した。	III
(2)情報の収集や発信を一元的に行うなど広報体制を強化し、記者発表の積極的な実施、ホームページの充実、魅力ある広報誌の作成等により、積極的に情報を提供する。 (3)大学における適正な個人情報の保護を図るとともに、財務状況や事業内容を分かりや	(2)ホームページにより積極的な情報発信に努めるとともに、学部・研究科からホームページに掲載される記事件数の拡充を図る。	京都府公立大学法人のホームページを新たに作成するとともに、両大学のホームページでも積極的に広報を行った。	III
1 施設・設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置			
(1)既存の施設・設備の整備・利用状況を調査点検し、全学的な視点から、共同利用や産学公連携による利用等の有効活用を図るとともに、バリアフリーの視点から、誰もが使いやすい施設を目指す。	(1)定期的に施設・設備の点検等を実施する。	両大学において、定期的に施設・設備の点検等を実施するとともに、外来診療棟の建設工事においてバリアフリーの整備を行った。	III
2 安全管理に関する目標を達成するための措置			
(1)大学において発生する様々な危機事象に迅速かつ的確に対処するため、両大学における危機管理体制及び対処方法を定める。	(1)危機管理マニュアル(仮称)を作成し、職員に周知を図る。【医大】	危機管理の対策として、既に策定している防災計画等に加えて、新たに防犯マニュアル(素案)を作成した。	III
(2)施設・設備等の安全点検・整備、防火・防災訓練の実施や大規模災害に備えた各種マニュアルの再点検・整備等を通じて、学生及び教職員の安全意識の向上を図る。	(2)防火講習会、消防訓練を実施し、安全意識の向上を図る。【医大】	防火講習会(平成21年3月3日実施済) 消防訓練(平成21年2月17日実施済)	III
(4)労働安全衛生法、消防法等の関連法令を踏まえた、全学的な安全管理を進める。	(4)安全衛生については、安全衛生委員会での検討を踏まえ、職場点検や適切な措置を実施する。	医大では、安全衛生委員会における職場巡視での指摘事項について、環境改善(照度の調整等)を行った。	III
(6)日頃から地域や関係機関との連携、調整を密接に行い、防災計画等を策定する。	(6)医大防災計画を必要に応じ、見直す。【医大】	組織改正等に伴う医大防災計画の見直しを行った。また、平成21年度は消防法の改正等も踏まえた計画に見直す予定。	III
3 社会的責任に関する目標を達成するための措置			
(1) 環境への配慮に関する目標を達成するための措置			
ア 環境問題に対する教職員及び学生の意識を高め、環境に配慮した機器及び物品等の使用・購入、省エネルギー対策やごみ減量対策の取組等を積極的に進めるとともに、廃棄物を適正に処理する。	ア 病院部門の空調設備の改修により、省エネ化を図るとともに、照明器具についても高効率化器具への交換により電力負荷の軽減を図る。【医大】	外来棟1期棟の完成・移転に伴う床面積の増加により、電力負荷の軽減には至らなかったが、空調設備の改修による省エネ化や、エアコン設定温度の見直し、定時の自動電源切断等の取組を行った。	II
イ 環境問題への取組の成果をとりまとめて報告書を策定し、公表する。	イ 外来棟2期工事へのコージェネレーションシステムの導入を検討する。【医大】	外来棟2期工事の実施設計を行う中で、コージェネレーションシステムの導入を検討した。	III

中期計画	年度計画	計画の実施状況等	自己評価
(2) 法人倫理に関する目標を達成するための措置			
ア 役員及び教職員が法令や社会規範を遵守した活動を行い、大学の使命や社会的責任を果たすことができる法人運営を行うため、ガイドラインの策定や啓発のための研修会の実施など、法令や倫理を遵守する仕組みを構築する。	ア 就業規則、教職員倫理規程等を厳正に運用するとともに、全教職員が大学の使命や社会的責任を果たせるよう、多様な研修機会の創設を検討する。	倫理意識の徹底には折に触れ、継続して注意喚起が必要と考えており、所属長への通知により、時々話題(夏期の中元期、飲酒運転等不祥事の根絶、交通事故防止、裏金問題など)を事例として示しながら、法人教職員としての倫理の徹底を図った。 また、医科大学では、新規採用看護職員研修や人権研修の場において、就業規則、服務規律、コンプライアンス推進規程の講義を行った。	III
イ 男女共同参画社会の推進を図るために、教職員が働きやすいように勤務環境の条件を改善・整備する。	イ 男女共同参画社会の推進のため、育児や介護等に関する休暇制度等を実施するとともに、利用しやすい職場環境づくりについて、各所属長がリーダーシップを発揮していく。	育児短時間勤務に関する要綱を新たに創設する等、育児や介護等に関する休暇をとりやすい職場環境づくりを行った。	III
ウ 基本的人権の尊重や人権侵害の防止に対する教職員及び学生の意識を高めるため、定期的に人権に関する研修や啓発活動等を実施する。	ウ 引き続き人権に関する研修や啓発活動を実施し、教職員や学生の意識高揚を積極的に進める。	医科大学では全教職員(研修医、専攻医、大学院生も含む)を対象にした全体研修(6日間(3講座×2回))の実施をはじめ、新規採用看護師や研修医を対象とした職域別の人権啓発研修や医学科、看護学科の1回生を対象にした人権論の講義を実施するなど、人権に関する意識の高揚を積極的に推進しているところである。	III
エ セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等を防止するため、相談員による相談など体制の整備を進める。	相談員への研修事業を実施するとともに、相談体制の整備については学内関係機関が連携しながら検討する。	医科大学では、基礎、臨床医学教室、教養教育教室、看護学科、附属病院(事務部・事務部以外)、学生部、事務局にハラスメント防止委員会相談員をそれぞれ複数配置、そのうち1名は女性を指名し、様々なハラスメントに対応できるよう相談体制の整備を行っているところである。 また、教職員が法人の業務遂行において法令を遵守するとともに、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることの推進を目的とした「京都府公立大学法人コンプライアンス規程」を平成20年10月に策定し、この規程の周知を目的とした研修を6回開催するなど、ハラスメントの未然防止にも積極的に取り組んだ。	III
オ 京都府個人情報保護条例に基づき、学生・患者情報等に関する文書及びデータベースなどの適正な管理に必要な措置を講じる。	オ 京都府個人情報保護条例に基づき、引き続き個人情報の管理に万全を期す。	京都府個人情報保護条例に基づき、電子カルテにも対応した適切な個人情報の保護や、情報開示希望者の本人確認等適切な情報管理を行った。	III